

考古学・文化財のための データサイエンス・サロンonline #05



考古形態測定学研究会

考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online

#05

考古学・文化財資料とデータの公開・利用を考える

予稿集

目 次

本予稿集は、クリエイティブコモンズ・ライセンス表示 4.0 国際(CC BY 4.0)の下で刊行・頒布されます

(https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja)



〈出版情報〉

タイトル 考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #5 予稿集

著者 野口 淳、阿児雄之、高田祐一、千葉 毅、仲林篤史、石井淳平

編集・発行 考古形態測定学研究会 (代表連絡先:野口 淳、<u>asiansophia@gmail.com</u>)

発行日・版 2020 年 12 月 31 日 公開版

ライセンス クリエイティブコモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)

- ※ 本予稿集からの引用等は本公開版にもとづいておこなうようにお願いいたします
- ※ 目次タイトルの*印は当日公開版(2020 年 12 月 12 日)から修正あり、**印は挿図追加、***印は当日公開版から差し替え

趣旨説明

考古学・文化財資料とデータの公開・利用を考える

- 社会的価値の増大を目指して-

野口 淳 (考古形態測定学研究会)

1. なぜ資料とデータの公開・利用を考えるのか?

「データサイエンス・サロン」でなぜこのテーマを取り上げるのか? データサイエンスのアプローチは、データが利用できなければ意味をなさないからです。

これまでも、データの利用可能性、流通と共有・公開については、技術的側面と運用の枠組みについて言及してきました(野口 2019, 2020a)。また本サロンでも、とくに 3D データに関して 2019 年 5 月の第 1 回で取り上げました(仲林 2019)。利用可能なデータが公開され流通していること、すなわちオープンデータ、オープンアクセスは、方法の可視化を通じて研究の再現性を担保するオープンメソドロジーとあわせて、専門家研究者だけでなく広く一般市民の包摂を目指すオープンサイエンスの基幹をなすものです(Marwick/野口・高田・Yanase 訳 2020)。

日本の考古学は埋蔵文化財調査保護体制の拡充とともに膨大な量のデータを蓄積してきました(高田 2019a, b)。しかしそれらは、流通・利用されなければ〈価値〉を生み出しません。蓄積・保存されるだけで〈価値〉があるという考え方もあるでしょう。しかし十分な量の水があっても、それが大気・地表・海洋を循環せず、氷河・氷床として蓄積固定されると地球の環境は寒冷化・乾燥化してしまうように、蓄積・保存されるだけのデータは社会にあらたな知識やアイデアを提供する源泉とならないのです 1)。

逆に利用可能なデータが適切な公開され流通しているなら、データサイエンスのアプローチはより多くの成果を生み出し、社会にあらたな〈価値〉を提供し続けることができるでしょう。

なおデータの流通の必要性とどのように行なわれるべきかについては、基調報告で阿児雄 之が取り上げることになっています(本予稿集 pp.12~17)。

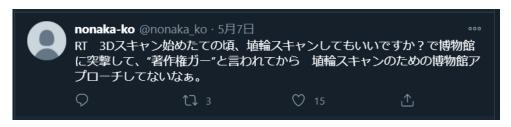
2. 公開・利用を妨げているものはなにか?

2020 年 9 月のデータサイエンス・サロン online 第 2 回では「考古学・文化財資料の 3 D 計測の意義を考える」をテーマに多様な関係者による意見交換を行ないました 2)。そこでは、技術・手段・方法や目的と意義について様々な立場からの見解を提示していただき議論が展開しましたが、その中で、3D 計測の実施および取得したデータの公開・利用をめぐる課題が議論の焦点となりました。この問題は「社会的制度的受容をめぐる課題」として指摘してきたところです(野口 2020b)。

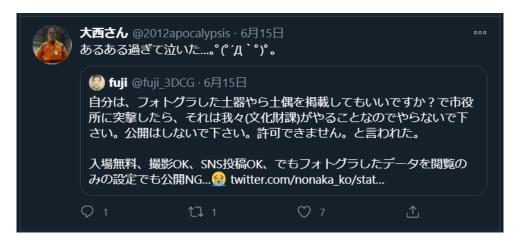
しかし専門家の受容や著作権・知的財産権(数藤 2019、仲林 2020)といった問題の前景

に、専門家研究者とそれ以外の 3D計測者の間にアクセスの格差が存在していることがより大きな問題として浮上しました。これは SNS 上で提起されていたところですが 3)、サロンにおいても注目を集め、結果として「3D 計測の意義」に対してネガティブなイメージを抱くことになった参加者も少なくなかったようです 4)。

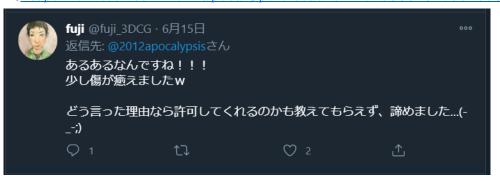
SNS 上では、非専門家(考古学・文化財等の研究者ではない)からは仕方がないという諦観とともに疑問も提示されていました。



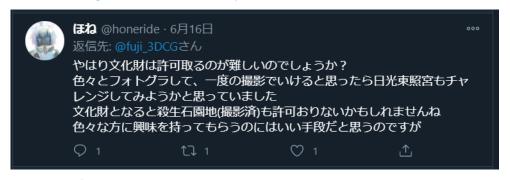
(https://twitter.com/nonaka_ko/status/1258351817584345090?s=20)



(https://twitter.com/2012apocalypsis/status/1272538323475525632?s=20)

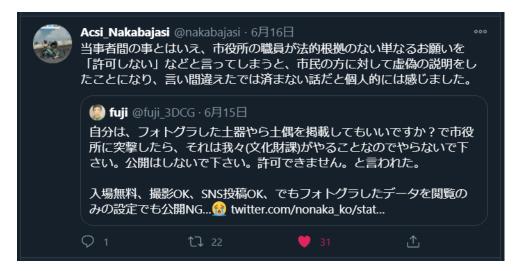


(https://twitter.com/fuji_3DCG/status/1272541121218899968?s=20)

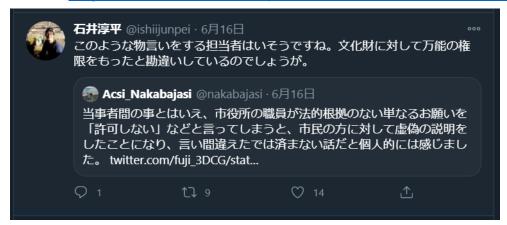


(https://twitter.com/honeride/status/1272547040275214336?s=20)

さすがにこれは問題ありと見て、文化財行政にも関わる専門家から指摘が入りました。



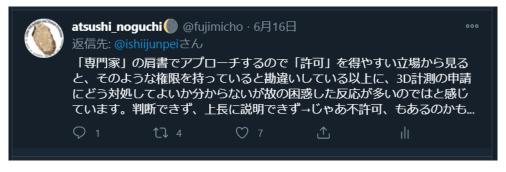
(https://twitter.com/nakabajasi/status/1272569587788181504?s=20)



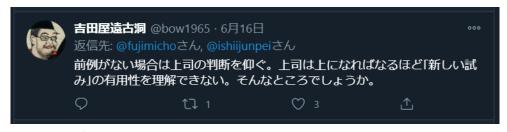
(https://twitter.com/ishiijunpei/status/1272637877239738369?s=20)

なおここでは 3D 写真計測に関して取り上げていますが、以前から、博物館展示資料の写真撮影や SNS 投稿をめぐっても同様の問題提起があり、その積み重ねの上に撮影・投稿を可とする施設も増えはじめているところです。この点については、千葉 毅も論点提示で取り上げます(本予稿集 $pp.25\sim26$) $^{5)}$ 。

現状では、データの公開・共有、流通と利用の障壁となるような対応が現場で起こっています。そしてそれは、明確な意思による拒絶と言うよりも、知識や理解の不足にもとづく戸惑いや後ろ向きな反応が多いのかもしれません。



(https://twitter.com/i/events/1272663917374828545)



(https://twitter.com/bow1965/status/1272670889922842624?s=20)

3. 何をどのように取り組むべきなのか?

このような後ろ向きな反応は、問題として取り上げられ改善すべきであることは間違いないでしょう。しかし必要なのは、指弾し断罪することではありません。こうした現状の背景には、インターネットとコミュニケーションツールの発展普及、それにともなう著作権等への理解の深化が急速に進んでいること、それに対して教育課程を終えた(と見なされる)担当業務従事者(文化財行政担当者や博物館学芸員等)がキャッチアップする機会が乏しいこともあるでしょう。本サロンでは、そのような機会を提供することを目指しています。

今回は、「考古学・文化財資料とデータの公開・利用」というテーマについて日頃発信を重ねている「論客」とも言えるパネラーのみなさんに、データの流通、著作権、条例・規則、公有財産、公務員の裁量権を切り口として、それぞれ論点の提示をいただきます。これが、参加される(またはこの予稿・記録集を読まれる)みなさんにとって、知識や考え方のフレームを拡げ、より良い対応を取るための足掛かりとなることを願ってやみません。

なお議論を整理するため、基本的に対象資料自体には著作権のない/消滅している、近世 以前の考古学資料を中心とした文化財を俎上とします。ただし派生する著作権・知的財産権 については議論の対象となるでしょう。

4. 議論のフレームワーク

さらにもう少し、議論を進める上での基礎、定点を共有しておきたいと思います。

この問題の利害関係者は基本的に、考古学・文化財資料の 1. 収蔵管理者と、2.利用者に区分して定義できると考えます。両者が重複する場合もありますが、後述のとおり 1 の性格を有する場合は、すべて 1 に含めます。

また論点の階層を、国や地域・共同体と言った範囲を超えて広く共有されるべき A.理念・理想の階層、それを国・地域のレベルで実行可能にするための B.法・制度の階層、そして現実社会における実践とそれに対する反応によってかたちづくられる C.慣習・慣行や組織ごとの規則の階層を整理して区分します。このうち $A\cdot B$ は論争の余地の(ほとんど)ない、参照すべきフレームです。従って議論の主たる対象は C になるでしょう。その際に、経験や感情ではなく、 $A\cdot B$ に依拠しつつ主張を展開するように留意したいと思います。

このように整理した時、おそらく A の階層で利害関係の対立はほぼ無いと言えるでしょう。 UNESCO 憲章のとICOM 規約でと職業倫理規定の 、そして文化財保護法と博物館法に則り、 収蔵管理者は資料・データの公開と共有を図り、利用者はそれを享受して新しい知識やアイデアを創出し社会的〈価値〉を生み出すでしょう。これが考古学・文化財資料とデータの公開・利用の理念であり理想です。このほか、日本では現状で官民データ活用推進基本法の対

象としてデータの公開と共有・利用が行なわれるべきという理念もあることを付記しておきます (阿児、石井論考も参照)。

しかし UNESCO「文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告」⁹⁾や ICOM 職業倫理規定、文化財保護法、博物館法などが示す通り、公開と共有・利用は無条件・無制限に行なわれるのではなく、対象となる資料(文化財・文化遺産)の保護が図られなければなりません。このため利用に制限が課せられる場合が生じます。

ここで重要なのは、公開と共有・利用と保護のための制限は対立する事項のように見えますが、前者は後者に支障を来たさない限り行われるべき原則であり、後者は対象と条件が明示される例外だと言う点です。ほかに、資料が著作権等により保護されるべき場合や、取り扱いに注意を要する個人情報・機微情報を含む場合、他者の権利・利益を侵害する場合なども利用制限が考慮されるべきでしょう。しかしこれらも、包括的に制限の対象になるということではなく、やはり対象と条件が明示される必要があるでしょう。

そして利用者は、そうした利用制限について考慮し受忍する必要がありますが、基本的な調整は収蔵・管理者が行なうべきでしょう。つまり、資料の保護に支障がないか、著作権等の権利が侵害されないか等々の調査と調整は、収蔵・管理者において行われるべきということです。とくに公的機関・組織においては、それを措いて、保護に支障がある「かもしれない」、権利侵害のおそれがある「かもしれない」と包括的に利用制限を行なうべきではありません。同じく、対象や条件についても、その根拠を客観的かつ明示的に提示すべきです。

多くの場合、考古学・文化財資料の所蔵管理者は公的な機関や組織です。そしてそれらの所蔵管理を事実上、排他的・独占的に行なっています。排他的・独占的であることは、上掲の UNESCO 憲章や勧告、関連する国内法規が根拠を与えています。したがって所蔵管理者と利用者の間で利害関係が生じた時、前者は圧倒的な優位に立つことになります。競争的な市場が形成されている時、利用制限に不満・不利益を感じる利用者は他の提供者を選択することが可能ですが、考古学・文化財資料についてはそうはなりません。利用者は、自らの目的のためには不利益を受忍しなければならないのです。このような非対称な関係性の中で、「利用条件・制限に納得できないならば利用しなければよい」という姿勢を取ることがあるとしたら、それは所蔵管理者の専横と受け取られても仕方ないでしょう。

加えて機関・施設ごとに対応のばらつきがある現状は、特定の地域・自治体の居住者が多くの不利益を被ることになりかねません。こうした不平等も改善される必要があるでしょう。 この点については、各パネラーから詳しい提示が行なわれることになります。

5. 本質的な問題の探求と課題の解決に向けて

ここでは、議論の定点を追加しておきたいと思います。それは、現状運用されている規則 や慣習・慣行が上記のような検討により不適当であると判断されるときの対応です。それら は適切なものに修正・改善されるべきですが、同時に、なぜそのような規則、慣習・慣行が 成立したのか、その本質について問うことも必要です。

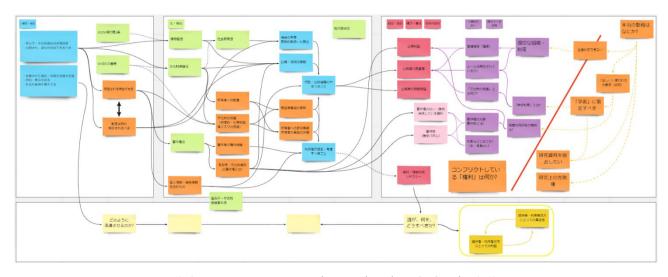
たとえば機関・施設のキャパシティにもとづき精一杯の対応をしているという現状もあるでしょう。予算や人員など厳しい運営事情を鑑みるに、理念・理想はあくまで理念・理想に 過ぎないという声を無視するのも難しいところがあります。しかし一方で、それは所蔵管理 者における内部事情です。議論しているのは所蔵管理者と利用者の利害の対立の解消なので、前者の内部事情を後者が一方的に受忍すべきという結論は適切ではないでしょう。少なくとも過程においては受忍すべきかもしれませんが、改善の時期や方法が明示される必要があるでしょう。

さらに掘り下げると、そこには収蔵・管理者の立場からの「本当の動機」が潜んでいるかもしれません(顕わになっていることもありますが)。「学術的利用に限る」「専門家・研究者に限る」「営利目的利用の禁止」「SNS 投稿の禁止」などがなぜ謳われているのか、所蔵管理者サイドはいま一度、その背景または深層を考えてみる必要があるのではないでしょうか?そこに表面化していない「本当の動機」は潜んでいませんか?

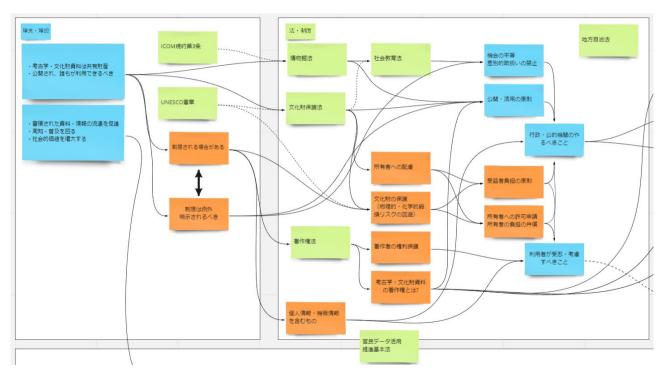
たとえば学術利用への限定や利用者を所属や資格で限定することの背後には、「学術資料」は専門家研究者のみが取り扱うべきであるという発想がありませんか?取り扱いに知識や技術が必要なデリケートな資料について制限が加えられることは、保護のために必要です。しかしそうであるなら対象は限定され明示できるはずです。許可申請に包括的な条件として加えられているとしたら、その動機はなんですか?

また営利目的利用や SNS 投稿の禁止はなぜ必要なのですか? それは所蔵管理者、あるいは第三者の利益を侵害していますか? 所蔵管理者が管理する施設や財産を利用して営利行為を行う場合は当然、制限や禁止の対象となりますが、利用者が自ら取得・作成した画像等を利用する権利は利用者自らに帰するものです。そこには「不適切な利用」を避けたいという予防的な観点だけでなく、考古学・文化財資料の取り扱われ方は「こうあるべきだ」という考えがあるのではないですか? そのような考えを個人が抱くことは自由ですが、それを非対称な関係性のもとで事実上強制するような権限の根拠はありますか?

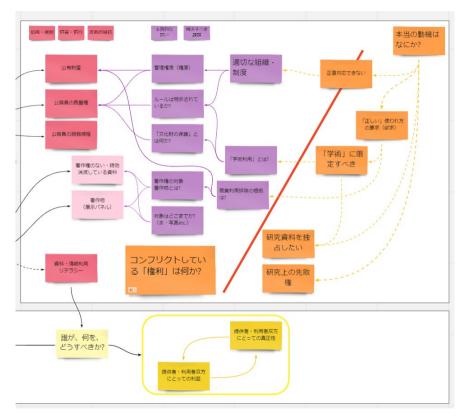
所蔵管理者と利用者の利害の対立には、法・制度と現場におけるその運用の実状だけでなく、関わる人や組織の「考え」、「本当の動機」が要因となっているものもあるでしょう。したがって表面的な制度や運用の変更ではなく、そうした「本当の動機」こそ解決すべき課題である事例も少なくないと思われます。今回の討論では、その掘り下げまで到達することを目指したいと思います。



議論のフレームワーク(2020/12/11 暫定版)全体



議論のフレームワーク(2020/12/11暫定版)理念・理想の階層と法・制度の階層



議論のフレームワーク(2020/12/12 暫定版)

慣習・慣行や組織ごとの規則の階層+本質的な問いと解決すべき課題

注

1) 「考古学資料の考古遺物化とは」Twitter モーメント

(2020年12月12日閲覧: https://twitter.com/i/events/1149551974716624896)

- 2) 予稿・資料集公開版準備中(2020/12/11 現在)
- 3) たとえば「「文化財 3D 計測の「許可」ってどうなってるの?」Twitter モーメント(2020 年 12 月 11 日閲覧: https://twitter.com/i/events/1272663917374828545)
- 4) 参加者アンケートの集計結果は本予稿集 pp.##~##に収録。
- 5) 「博物館資料の撮影について」Togetter

(2020年12月11日閲覧:https://togetter.com/li/1634998)

- 6) https://www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm
- 7) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_regulations.pdf (2017年6月改訂版)
- 8) https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf (2004年10月改訂版)
- 9) https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387190.htm

引用参考文献等

阿児雄之 2019「Information Logistics を基底に学術資料や文化資源を見つめ続ける」*学術野営* 2019 (発表資料) (https://researchmap.jp/ta_niiyan/presentations/11996064)

阿児雄之 2020「提言 4:デジタル・アーカイブの観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

石井淳平 2020「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」Medium https://medium.com/@junpei9/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E8%81%B7%E 5%93%A1%E3%81%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%83%85%E5%A0%B1 %E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%92%E5%88%B6%E9%99%90%E3%81% 99%E3%82%8B%E5%89%8D%E3%81%AB%E8%80%83%E3%81%88%E3%81%A6%E3%8 1%8A%E3%81%A6%E3%8 1%8A%E3%81%B9%E3%81%B9%E3%81%B0%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%AF-43fbb616a76a

岩村孝平 2020 「無味無臭だからこそ可能な 3 次元データの利活用」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

数藤雅彦 2019 「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の 3D データに関する著作権の諸問題」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告第 21 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/6889)

高田祐一 2019a「デジタル技術を活用した発掘調査報告書のアクセス性向上の試行」『日本考古学協会第 85 回総会研究発表要旨』pp.164-165

高田祐一 2019b「報告書のデータ量を推計する」『文化財の壺』7: 4-5

高田祐一 2020 「提言 5:知的財産権・著作権の観点から」『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える 予稿集』

仲林篤史 2019 「埋蔵文化財・史跡整備における 3D の活用と公開について」『第 1 回考古学・文化財 のためのデータサイエンス・サロン予稿集』

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7015)

仲林篤史 2020 「三次元データの公開に伴う著作権等の整理」『デジタル技術による文化財情報の記録 と利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7260)

- 野口 淳 2019「考古学・埋蔵文化財行政と情報処理―ストックとフローの観点から―」『日本考古学協会第 85 回総会研究発表要旨』pp.156-157
- 野口 淳 2020a「発掘調査報告書とデータの公開利用」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7259)

野口 淳 2020b「三次元データの可能性 - 活用と課題 - 」『デジタル技術による文化財情報の記録と 利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7262)

福島幸宏 2020 「文化財情報を真の公共財とするために」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7247)

- fuji 2020「提言 6:〈一般愛好家の観点から〉地域住民と行政が協力するデジタルアーカイブ活動」 『考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の 意義を考える 予稿集』
- Marwick, B. /野口 淳・高田祐一・P. Yanase 訳 2020「考古学における研究成果公開の動向-データ管理・方法の透明性・再現性-」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用 2』奈良文化財研究所研究報告第 24 冊

(https://repository.nabunken.go.jp/dspace/handle/11177/7242)

※引用掲載したツイートのスクリーンショットは、すべて 2020/12/10 に取得した。

基調報告

考古学・文化財資料のデータ・情報流通を進めていきませんか

阿児雄之 (東京国立博物館博物館情報課)

はじめに:議論の前提

使い古された言い回しであるが、常時インターネット接続である生活ならびに誰もが発信者である社会において、考古学・文化財資料のデータ・情報がどのように存在していくかを考えてみたい。それに先立って、本稿での前提をはじめに共有しておこうと思う。

- 1. 著作権のない考古学・文化財資料を対象とする
- 2. 考古学・文化財資料を用いて、作者が"思想又は感情を創作的に表現したもの"には著作権 1)がある
- 3. 考古学・文化財資料のデータ・情報には、著作物と著作物でないものがある

第1点目として、本稿では基本的に著作権のない考古学・文化財資料を対象としたい。もちろん、著作者が明確に判明しており、日本ならびに諸外国における著作権等を有する文化財資料は存在する。これら文化財資料については、各法律下での対応に従うことになるため、それら文化財資料を対象としたデータ・情報も各法律に照らし合わせて扱うことになる。次に、第2点目として、たとえ考古学・文化財資料に著作権がなくとも、それを対象とした著作物には著作権があるということを忘れてはならない。しかし、平面物を機械的に複写したものなど、作者の創作的表現が含まれず著作物とみなされないデータや情報があるということを第3点目として共有しておきたい。

これら前提を踏まえて、考古学・文化財資料のデータ・情報の流通を進めていく夢を展開していこう。私たちが生きている今から見て過去に生まれた考古学・文化財資料は、将来の誰かにとって有益に働く可能性を大いに秘めており、それら資料を対象にして制作されたデータ・情報は現在のみならず、将来的に意味あるものとなっていく可能性がある。そして、そのデータ・情報は、資料保有機関に留まらず、広く誰もが制作していく社会になりつつある。そうすると、如何に考古学・文化財資料のデータ・情報を制作していくかということよりも、如何にそれらデータ・情報を適切な手段と経路に用いて発信し、認知を広げつつ利活用していくかを考えることが大事であろう。

協働するかたちへ:目指したい方向

では、データ・情報が適切な手続きに沿って伝達され、広くその存在が認知され、誰もが 利活用していくことのできる流通のかたちとはどのようなものだろうか。その答えを一言で 述べることはなかなか難しく、今後の議論・検討の積み重ねで表出してくるものと思われる。 しかし、個人的には、データ・情報の流通のかたちについて想い描いている方向がある。

- ◇著作物でないデータ・情報は、誰もが使用できるように
- ◇著作物であるデータ・情報を、できるだけ誰もが使用できるように
- ◇考古学・文化財資料の所蔵者以外が作成したデータ・情報も、できるだけ誰もが使用できるように
 - ◇流通しているデータ・情報が安心して利用できるものだと判断できるように (特にインターネットを通じた電磁的データ・情報に対して)

まず、著作物でない(著作権を有しない)データ・情報は、誰もが使用できるようになって欲しい。考古学・文化財資料を対象と考えた場合、法量などの計測値に代表される、定量的かつ機械的に付与された事実データ・情報は著作物とみなされない。よって、まずはこれらデータ・情報は誰もが使用できるようになってほしい。考古学・文化財資料の所蔵機関では、所蔵品目録という形での公刊や、所蔵品データベースでの公開といった手段を用いて、日々、これら事実データ・情報の提供と更新に努めている。ただ、日常的な調査・研究業務の成果として生まれてくるものであり、最も基礎的かつ誰もが使用できるように整備しなければならないものであるが、所蔵品量が膨大であったり、人員不足であったりしてデータ・情報の整備が進んでいない機関もある。しかし、もっと問題であるのは、公開・発信されているデータ・情報が著作物でなく、公共財とも捉えることができるはずであるのに、利用に制限をかけている場合があるということである。これでは、いくら考古学・文化財資料のデータ・情報が充実しても、利活用の幅が狭まるとともに、流通にも大きな障壁となる。課題が考古学・文化財資料を所蔵する機関にあるのは明確であり、利用制限の根拠について議論を重ねれば解決できるものであると考える。

次に、著作物であるデータ・情報であるが、著作者が所蔵機関自身である場合には、出来る限り利用制限を設けないかたちでの提供に向けて検討を続けていただきたい。所蔵機関が撮影した考古学・文化財資料写真画像の提供、研究紀要や年報・ニュースレターなどの発行物へのアクセス、来館者による展示空間の撮影許可など、所蔵機関著作物の使用種別は多岐にわたり、所蔵機関によって最も対応が異なっているデータ・情報であろう。よって、事例の共有をはかるなどして、著作物の種類に応じた対応について検討し続けねばならない。現在の社会変化に呼応し対応していく必要性が最も高いデータ・情報であり、これらを誰もが使用できるようになることが望まれる。

そして、考古学・文化財資料の所蔵機関だけではなく、ある個人や団体が作成したデータ・情報についても誰もが利用できるようになって欲しい。スマートフォンの高性能化と普及、デジタルカメラやドローンをはじめとする撮影機器の低価格化によって、今は誰もが考古学・文化財資料を対象とした撮影に取り組むことができる。また、ネット上での提供が拡大してきている考古学・文化財資料のデジタル情報(所蔵目録、書籍の全ページ画像、高精細画像など)を用いた調査・研究も可能となってきている。これらデータ・情報も貴重であることは間違いなく、所蔵者でもない、著作者でもない、第三者が使用できるようになれればと思っている。

最後に、考古学・文化財資料のデータ・情報を安心して使えるようになって欲しい。現在

もそうであるが、デジタルデータ・情報は複製・加工などを容易におこなうことができる利点を持っているため、迅速かつ広範な流通に適している。しかし、データ・情報の流通経路や提供元が不明確になることもしばしば起きうる。あるデータ・情報が複製され、本来とは異なる様々な文脈で編集加工が施されて拡散することも珍しくない。このような行為を完全に防ぐことは難しいが、出典を明示し、データ・情報の流通経路を利用者が追えるようにしておくことによって、データ・情報の素性を判断することができる。この方法は、何も目新しいものではなく、学術論文における参考文献の出典明記、報道における情報源記載というように、これまでもおこなわれてきたものである。初等中等教育においても情報リテラシーに関する教育は実施されており、デジタルデータ・情報の内容や利用条件を自身で判断し、適切な利用を経験的に積み重ねることが重要であるとされている。この教育過程において、考古学・文化財資料のデータ・情報は教材としての価値が高く、教育現場での利用促進も含めたデータ・情報流通が確立していって欲しいと考えている。

これらは遠い夢物語ではなく、実は既に実現されているにも関わらず、まだ普及していないものばかりである。普及への課題は多くあるかもしれないが、課題が見えているということは、解決へ向けた議論と行動を興すこともできるはずであろう。

流通して触れる:見つからない=存在しないという現在

考古学・文化財資料のデータ・情報流通について、なぜ考えているのかと問われれば、その一つの理由として、デジタルデータ・情報が氾濫する現在において「検索して見つからないものは、存在しない。」とみなされる可能性が高いからである。たとえ、データ・情報自身がデジタルでなくても、その所在を調べる手段やアクセスポイントは、デジタル/インターネットベースが主流となっているのは周知の事実である。よって、残念ながらネットで検索して見つからないものは、存在しないと判断されてしまう。だからこそ、データ・情報の流通を確立する必要がある。

多くの人気アニメ作品を制作してきたスタジオジブリは、2020 年 9 月 18 日に公式ウェブサイトでジブリ作品の場面写真(8 作品、合計 400 枚)を「常識の範囲でご自由にお使い下さい。」とのメッセージとともに提供し始めた ²⁾。この背景には、著作物が消えていってしまう危機感があることを、鈴木敏夫プロデューサーがラジオ番組で語っている ³⁾。ジブリ作品のように世界的に有名なものであっても、誰かが観てくれないと忘れ去られてしまうと考えられている状況において、考古学・文化財資料も例外なく、そのデータ・情報の利活用を通じて存在を認知してもらわなければ、消え去っていくであろう(実体物として保存され続けるかもしれないが、誰にも存在を知られない状況下に置かれたままになる)。

では、どのようにして目指す流通のかたちをつくっていけばいいのだろうか。前述のとおり、目指す流通のかたちは、既に部分的ではあるが多種多様な方法で実現されている。これから、幾つかの実例に触れながら、考古学・文化財資料のデータ・情報流通のかたちを考えてみたい。

最初に〈著作物でないデータ・情報〉であるが、考古学・文化財資料の名称や法量といったメタデータについては、誰もが制限なく使用できるパブリック・ドメイン(Public Domain)で提供されることが多くなってきている。「デジタルアーカイブ福井」4)では、メ

タデータはすべてパブリック・ドメインで提供され、さらに約 7,000 件の古文書資料ではその画像もパブリック・ドメインで提供されている。これらには、きちんと PDM (Public Domain Mark) 5)が付与されており、利用者はパブリック・ドメインであることがひと目でわかるようになっている。データ・情報の提供方法として、詳細検索において、利用条件による絞り込みが可能としている点は、これからの考古学・文化財資料のデータ・情報検索にも取り入れられてくるべき機能であると考える。

そして、現在最も議論を尽くし、行動検討せねばならないものが〈著作物であるデータ・情報〉であろう。考古学・文化財資料を所蔵する機関が、日々の業務の中で作り上げているデータ・情報である。議論の出発点として、政府のオープンデータに関する取り組みを参照しつつ考えてみたい。日本政府は2013年に開催された G8 サミットにおいて「オープンデータ憲章」6)に合意し、「政府標準利用規約」(現在の第 2.0 版は 2015 年に決定) 7)を策定するなどの取り組みを実施してきた。「政府標準利用規約」は、各府省ウェブサイトの利用ルールの雛形として作成されたものであり、この前提にある「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」7)では、国の著作物について次のような記述がある。

"国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、広く二次利用を認める(著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める)形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。"

さらに、2016年には「官民データ活用推進基本法」8)が公布、施行され、国や地方公共団体に対しオープンデータの推進が義務付けられた。これを受けて、都道府県では「都道府県官民データ活用推進計画」の策定が義務付けられ、市町村(特別区を含む)では「市町村官民データ活用推進計画」8)の策定が努力義務とされた。このようなオープンデータ推進は、考古学・文化財資料のデータ・情報の流通を考える上で無視できないものであり、国ならびに地方公共団体等が所蔵する考古学・文化財資料のデータ・情報は、広く二次利用を認めるかたちで流通するべきであろう。

データ・情報の種類は異なるが、COVID-19 に関する陽性者数や入院者数などの情報は、オープンデータとして各地方公共団体が広く提供している(多くはクリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 ライセンス)。そして、そのデータを活用して市民団体などが、各地域における感染動向の可視化できるサイトを作成・運営されている。これらウェブサイトは、東京都の「新型コロナウイルス感染症対策サイト」9)がオープンソースとして誰もが自由に使える形で公開されたことによって、一気に各地での展開が実現した 10)。もし、COVID-19 に関するデータがオープンデータでなければ、各地で感染動向を知ることができるサイトを市民が作成することはできなかったであろう。そして、もし、東京都がウェブサイトのソースコードをオープンソースとして提供していなければ、地域間での情報把握格差が大きくなっていたであろう。行政機関がデータ整備に集中し、いち早くオープンデータとして公開すること

によって、データ利用の申請・許諾手続きなどを経ることなく、市民が状況を把握できるようになっている。

考古学・文化財資料のデータ・情報も、緊急性が高くないかもしれないが、オープンデータとして流通していくことによって、新たな利活用のかたちがでてくるに違いない。しかし、残念ながら既に作成されている「官民データ活用推進計画」において、考古学・文化財資料について触れられているものは実に少ない。

国立文化財機構では、4つの国立博物館(東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館)と奈良文化財研究所の所蔵品を横断的に検索できるサービスである「ColBase」11)を運営している。このシステムには、寄託作品を除く各施設の所蔵品についての作品情報と作品画像等が収録されており、これら情報は「政府標準利用規約(第2.0版)」に準拠している。よって、出典を明記すれば、誰でも複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用することができる。ただ、どの機関も ColBase のようなサービスを運営できるわけではない。COVID-19 の事例のように、検索などの機能はなくとも、データを二次利用しやすいかたちで提供することこそが重要である。例えば、奈良県五條市では、五條文化博物館所蔵の所蔵資料について、その一覧表(文書目録)を PDF もしくは Excel ファイルで提供している 12)。利用者は、これらデータをダウンロードして、自身のソフトウェア上で検索するなどの処理をおこなうことができる。市役所の公式ウェブサイト上にファイルをダウンロードできるように設定するだけであり、考古学・文化財資料の為だけのシステム運用をしなくても良い。「官民データ活用推進計画」において、行政データのオープン化を謳っているものは多いので、考古学・文化財資料のデータ・情報も、地方公共団体が有する行政データの一部として捉えて一体的な提供を考えるのが得策ではないだろうか。

そして、視点を〈考古学・文化財資料の所蔵者以外が作成したデータ・情報〉に移して考 えてみたい。阪神淡路大震災や東日本大震災などの自然災害によって、多くの考古学・文化 財資料も被災した。しかし、それら被災資料も専門家ネットワークやボランティア組織の尽 力によってレスキューされ、修復・保存の作業が続けられている。この被災文化財レスキュ ー活動の中で、数多くの考古学・文化財資料に関するデータ・情報が作成されているのは言 うまでもない。また、日常の生活においても考古学・文化財資料に興味を抱き、データ・情 報を作成している人々もいる。例えば、Wikipedia には数多くの考古学・文化財資料をテー マにした記事が存在し、Wikimedia Commons にも膨大な数の考古学・文化財資料の画像 がアップロードされている。写真画像だけではなく、現在では石造物の三次元モデルを作成 してアーカイブする活動 13)や、クラウドワークで古文書の翻刻をおこなう活動 14)も盛んで ある。このように、考古学・文化財資料自身と、そのデータ・情報との関係性は多様化して おり、様々な経路での流通を想定していかねばならない状況にある。これについてはまだ有 用な解を見つけることができていないが、個々のデータ・情報が閉じることなく、他とリン クしていくことによってネットワーク化し、緩やかな繋がりを保つ方法がないか検討したい。 最後に、これまでの全てのデータ・情報に言えることであるが、利用者がそのデータ・情 報を判断できるように整えることが大事である。パブリック・ドメインだから何も提示しな くても良いのではなく、PDM をきちんと明示して利用者にパブリック・ドメインであること を伝える。各所蔵機関によって、微妙に異なる利用条件を提示するのではなく、政府標準利

用規約やクリエイティブ・コモンズなどを使用してライセンスを明示する。出典明記を求めるのであれば、出典記載例を提示するなどの方策をとることを怠ってはならない。複雑な利用規約を、できる限り利用者の負担を軽減させるよう工夫しているのが「ジャパンサーチ」 15)だろう。ジャパンサーチは、様々な分野のデジタルアーカイブと連携して、日本の多様な文化コンテンツをまとめて検索できる「国の分野横断型統合ポータル」である。それゆえに収録コンテンツの利用条件も、連携元のデジタルアーカイブによって異なる。しかし、連携元の利用条件をそのまま利用者に提示すると複雑になりすぎるため、大きく「教育」「非商用」「商用」の 3 つについて利用可能かどうか提示し、その上で資料固有の条件を提示するようにしている。よって、利用者は自身の利用目的に応じた条件を設定し、膨大なコンテンツの中から検索することが可能である。今後、各デジタルアーカイブにおける権利表示が国際的に普及しているライセンスなどを用いて提示されてくれば、より的確に目的とするコンテンツを探し出せるようになると思われる。

おわりに:みんなでかたちづくっていく

考古学・文化財資料のデータ・情報流通は、資料所蔵者から利用者への一方的な提供ではないということ、まだまだ流通すべきものがあるということ、活用されなければ資料自身の存在が消え去ってしまう危険性があることなどを述べてきた。本稿で流通という言葉を用いてきたのは、誰かひとりだけで成り立つものではないということを示したかったからである。食品などの流通を考えた場合、生産者がおり、配送者がおり、販売者がおり、消費者がおり、その全員の活動があって初めて流通というものが成り立つ。考古学・文化財資料のデータ・情報も同様に考えることができるのではないかと思い、構成要素や実現の手がかりについて検討をおこなってきた。資料所蔵者、データ・情報制作者(所蔵者以外も含む)、利用者がそれぞれに考古学・文化財資料のデータ・情報流通を考え行動すれば、近い将来、確実に現在よりも魅力的な流通体系が整うはずである。

註

- 1) 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。(著作権法第二条一項一号)
- 2) STUDIO GHIBLI「今月から、スタジオジブリ作品の場面写真の提供を開始します 2020.09.18」 https://www.ghibli.jp/info/013344/ (2020.12.11 アクセス)
- 3) TOKYO FM「鈴木敏夫のジブリ汗まみれ」2020.8.9,8.16 に「ジブリと著作権」とテーマで放送 https://www.tfm.co.jp/asemamire/index.php?catid=173 (2020.12.11 アクセス)
- 4) 「デジタルアーカイブ福井」福井県文書館・福井県立図書館・福井県ふるさと文学館・福井県県政情報センターが管理している資料を収録している

https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/(2020.12.11 アクセス)

5) パブリック・ドメインであることを示すマーク

https://creativecommons.org/publicdomain/mark/1.0/deed.ja (2020.12.11 アクセス)

6) 外務省「オープンデータ憲章 (概要)」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23 000044.html (2020.12.11 アクセス)

- 7) 政府 CIO ポータル「オープンデータ」(https://cio.go.jp/policy-opendata) に「政府標準利用規約」「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)」などが掲載されている。 $(2020.12.11\ Tクセス)$
- 8) 政府 CIO ポータル「地方の官民データ活用推進計画策定の手引」(https://cio.go.jp/chihou-tebiki) に「官民データ活用推進基本法」へのリンクや、「計画策定済団体一覧(令和元年7月1日時点)」ファイルが掲載されている。(2020.12.11 アクセス)
- 9) 東京都「新型コロナウイルス感染症対策サイト」 https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp (2020.12.11 アクセス)
- 10) 東京都新型コロナウイルス感染症対策サイトから派生したサイト一覧

https://github.com/tokyo-metropolitan-

gov/covid19/blob/development/FORKED SITES.md (2020.12.11 アクセス)

- 11) 国立文化財機構「ColBase」https://colbase.nich.go.jp (2020.12.11 アクセス)
- 12) 五條市「博物館所蔵資料の一覧表」

https://www.city.gojo.lg.jp/soshiki/bunka/1 1/4/1409.html (2020.12.11 アクセス)

- 13) 石造物 3D アーカイブ https://stonework-3d-archive.github.io (2020.12.11 アクセス)
- 14) みんなで翻刻 https://honkoku.org (2020.12.11 アクセス)
- 15) ジャパンサーチ https://jpsearch.go.jp (2020.12.11 アクセス)

論点提示 1

文化財と著作権・所有権

高田祐一 (奈良文化財研究所)

はじめに、前提

文化財関係者の調査研究成果は、知的成果物であって大半が著作物であろう。しかし、その対象とした文化財自体には既に著作権が現存していないケースが多い。文化財現物そのものだけでは、「価値」が判断できず調査研究成果とセットでなければ、評価も管理も難しい。そのため、実際の現場では、特に意識せず、著作権が有るものと無いものを一緒にして業務に従事している場合がある。しかし、情報資産が重要となる現代社会においては、著作権に関する基本理解は必須である。コンプライアンスも求められる。

そこで、本稿では 文化財と著作権の観点からいくつか問題提起を試みるものである。

なお、 筆者は法律の専門家ではない。本稿の内容には万全を期しているものの、その内容 を保証するものではない。そして、これらの情報によって生じたいかなる損害についても、 報告者は一切の責任を負わない。読者の今後の活動にあたっての最終判断は必ず読者自身で お願いしたい。

著作権、所有権とは何か?

○著作権

著作権法が保護するのは著作物である。著作権法 2 条 1 項 1 号で「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するのもの」が著作物と定義されている。発掘調査報告書の原稿や図録の写真などは著作物である。著作権の保護期間が設定されており、原則として著作者の生存年間およびその死後 70 年である。団体名義の著作物は、公表後 70 年である。著作権法第 15 条が規定する以下の要件を満たす場合は、職務著作となり、職員個人ではなく法人が著作権を有する。①法人等の発意に基づく著作物であること/②法人等の業務に従事する者が創作すること/③職務上の行為として創作されること/④法人等の名義で公表されるものであること/⑤契約や就業規則等で別段の定めがないこと、である。

3 Dデータは創作性がないため、著作権はないとされる。私的利用のための複製(著作権法第 30 条)や引用(著作権法第 32 条)など著作権法で定められた条件であれば自由利用が可能である。

○所有権

所有権は、民法第 206 条において「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」とされる。民法第 85 条において「この法律において「物」とは、有体物をいう。」と定義されている。つまり、所有権は電子データなどの

無体物には及ばない。

文化財に関係する権利はどういったものがあるか?

文化財保護法第四条2・3項は以下の通りとなっている。

2項「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない|

3項「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」

文化財を大切に保存し、できるだけ公開活用して、さらに関係者の所有権や財産権等に配 慮する必要がある。文化財と著作権について、以下 2 例を具体的に示す。

- ○例)調査機関が所有している縄文土器 (ほぼ完形)を外部利用者が写真撮影する
 - ・条件:縄文土器の所有権は調査機関。土器の制作者は推定死後 1 万年経過しており、 土器自体の著作権は消滅。土器の状態は安定しており、敷地内の移動であれば問 題がない。
 - ・撮影までの流れ:

外部利用者:調査機関に特別観覧申請を出す。

調査機関:機関の規程に基づき、外部利用者に撮影許可を出し、必要であれば料金 を徴収する。

外部利用者: 土器をデジタルカメラで撮影する。<u>撮影した写真に著作権が発生</u>。外 部利用者が著作権者となる。撮影データは無体物なので、所有権はない。

- ○例)公有地にある古墳を市民が写真撮影する
 - ・条件:古墳の所在地は公有地であり、自治体が所有し管理している。古墳は「建築の著作物」(著作権法第10条第1項第5号)に該当する可能性がある(古墳がありふれた建築ではなく高い創作性があるかどうかは、この際おいておく。建築基準法の建築物の定義は土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの)。古墳の制作者(著作権者)は推定死後1500年経過しており、古墳自体の著作権は消滅。写真撮影者である市民は、撮影時に他の利用者を排除しないし、古墳を一部たりとも独占しないものとする。撮影にあたって、現状変更の恐れはないものとする。当該市民は、自らが運営するブログサイトで公開し、ときおり広告料収入があると仮定する。

市民:場合によっては、自治体に利用申請を出す(?)

自治体:場合によっては、申請手続きをする(?)

市民: 古墳をデジタルカメラで撮影する。<u>撮影した写真に著作権が発生</u>。市民が著作権者となる。<u>撮影データは無体物なので、所有権はない</u>。ブログに掲載する。 (何か問題発生するか??)

- ○本サロンおよび本論における問題の所在
 - 上記例から問題の所在として以下の点に集約される(図1)。
 - ・著作権が消滅した文化財の写真撮影を市民が所蔵機関に申し入れた場合、申請と許可 の手続きは妥当か。また料金徴収は妥当か。
 - ・市民が撮影した文化財写真の使用用途について、所蔵機関が制限できるか。

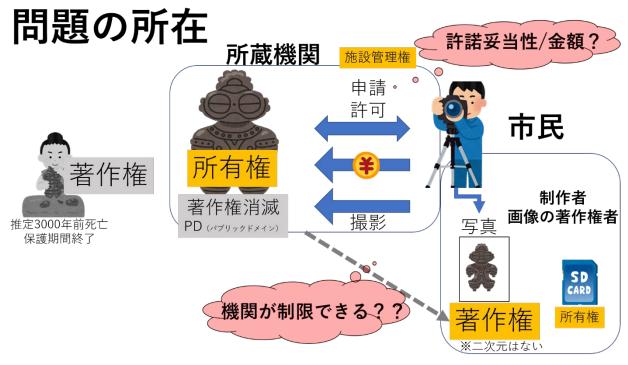


図1 PDである文化財の所有権と著作権をめぐる問題の所在

なぜ博物館は著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収 し、写真撮影許可を出せるのか?

顔真卿自書建中告身帖事件(最高裁昭和 59 年 1 月 20 日第二小法廷判決、昭和 58 年 (オ)171 号)の最高裁判決は所有権と著作権の関係性を明確にした裁判である。主文では「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。」とされ、所有権は無体物である著作物(著作権)に及ばないとした 1)。そのため「著作権が消滅すれば、著作物は公有(パブリックドメイン)に帰し、著作者人格権を侵害しない限り自由利用となるのである」 2)。

ではなぜ博物館は著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、写真撮影許可を出せるのか。それは主文によれば「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影をするのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するもの

と解すべきであるから、右の料金の徴収等の事実は、所有権が無体物の面を支配する権能までも含むものとする根拠とはなりえない。」と述べられている³⁾。 <u>博物館が所有権を保持して</u>いるからこそ、料金徴収が可能で、撮影許可判断をくだせるのである。

所有権者は所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利はあるのか?

さらに主文では「料金の徴収等の事実は、<u>一見所有権者が無体物である著作物の複製等を許諾する権利を専有することを示しているかのようにみえるとしても、それは、所有権者が無体物である著作物を体現している有体物としての原作品を所有していることから生じる反射的効果にすぎない</u>のである。若しも、所論のように原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになるのであつて、仮に右のような慣行があるとしても、これを所論のように法的規範として是認することはできないものというべきである。」4)

つまり一見所有権者が著作物に関する権利を専有しているようにみえても、所有からくる「反射的効果」にすぎず、著作物等の複製等の許諾権利を所有権者は持たない。もし所有権者がそれらの権利をも慣行として有するのであれば、保護期間が無意味となるため、法的規範として是認できないというのである。

よって、調査機関や自治体が所有する文化財(著作権が消滅しているもの)を外部撮影者が撮影した写真について、調査機関等が外部撮影者に各種の規制を加えることは難しいだろう。

営利目的のために無断で撮影された文化財写真の利活用を差止めることができるか?

顔真卿自書建中告身帖事件の最高裁判決主文では、所有権者の経済上不利益にも言及している。

「保護期間の満了後においても第三者が美術の著作物の複製物を出版すると、所論のように、美術の著作物の原作品の所有権者に対価を支払つて原作品の利用の許諾を求める者が減少し、原作品の所有権者は、それだけ原作品によつて収益をあげる機会を奪われ、経済上の不利益を受けるであろうことは否定し難いところであるが、第三者の複製物の出版が有体物としての原作品に対する排他的支配をおかすことなく行われたものであるときには、右複製物の出版は単に公有に帰した著作物の面を利用するにすぎないのであるから、たとえ原作品の所有権者に右のような経済上の不利益が生じたとしても、それは、第三者が著作物を自由に利用することができることによる事実上の結果であるにすぎず、所論のように第三者が所有権者の原作品に対する使用収益権能を違法におかしたことによるものではない。原判決が、被上告人の複製物の出版によつては上告人の原作品に対する使用収益権能が物理的に妨げられるものではなく、また、他人の権利の経済的価値の下落をもたらすような結果を生ぜしめる行為であるというだけではこれを違法とはいえない旨判示するのも、その意味するところは、ひつきよう、右に説示したところと同趣旨に帰するものと解されるのである。」50。

第三者が著作物の複製物を出版し、仮に所有権者に経済上の不利益があったとしても、第 三者が公有に帰した著作物を利用しただけであり、不法行為ではないので、差止めできない。 撮影対象の文化財の場合は公有に帰しているだろう。調査機関の有償刊行物への不利益などは制限の理由にならないのである。仮に第三者が複製しても著作権法上は、著作権が消滅しているため、所有権者は差止できないことになる。

著作権が消滅した文化財の営利目的利用を制限することは難しい状況である。2019 年 4 月、平等院が株式会社やのまん(以下、やのまん)が販売する平等院鳳凰堂の写真を使用したジグソーパズルの販売差し止めを求める訴訟が発生したが)。報道によれば平等院は「「撮影した写真の営利目的使用禁止」をパンフレットに明記しており、このルールに違反」、対してやのまんは「鳳凰堂は社会の共有財産との印象が強く、商品も多数販売されている。写真の商品化は不法行為に当たらない」「撮影したのは外部カメラマンで、同社は撮影後にカメラマンと写真の使用契約を交わしたのであって拝観契約の当事者ではない」と主張したで)。2020 年10 月 12 日に和解が成立した。報道では、やのまんは「在庫商品を破棄し、今後は事前の同意なく平等院の建物などの写真を使った商品を製造・販売しないことなどを確認する一方、在庫商品の破棄にかかる費用約17万円を平等院が負担することで和解した」8)。やのまんは「裁判所が、平等院の主張を否定して「やのまんに違法行為がない」ことを文書で認めて下さったので、和解を受諾することとしました。」と発表した。)

本来、施設管理権で施設利用者には一定の制限をかけることができる。しかし、平等院の 事例では、会社は外部カメラマンと写真の使用契約を交わしており、直ちに拝観契約の当事 者とはいえない。同様の事態は博物館等でも起こりうると想定される。

法律で制限できないことは利用規約でフォローする

著作権が消滅した文化財は、著作権法では縛りをかけられないため、利用規約が重要となる。しかし、踏み込みすぎた規約は、利用者とコンフリクトを生じせしめる。2017年、梅林秀行は「とある大学の電子図書館の「利用規約」」について問題提起をした 10)。梅林は「資料をつくる場合、図版の申請をするわけです。本来、200年前の史料を使うのになぜ申請しないといけないかと疑問に感じているんですが、申請する際に、この利用規約が僕に対して縛りを加える。どんな縛りかといいますと「当サイトのコンテンツの二次利用は研究目的に限ります」。さらに一番困るのは「画像データは無断改変しないでください」という項目です。(略)「使用目的を所蔵機関が決定する」と該当機関からユーザにメールでくる。そのメールを改めてご紹介すると、「このたび申請された資料については、当図書館が定める目的以外の使用は禁止します。使用目的を書いて返送してください」とあったわけです。このメールを読んで僕はユーザの立場としてまさに怒髪天を衝くというか、強い憤りを感じた訳なのです。」と提起した 10)。法的根拠に基づいた利用規約が重要である。

足立区は「郷土博物館所蔵資料データベースの公開」にあたって、著作権がないものや消滅したものについての考え方を明示している ¹¹⁾(図 2)。著作権がないものは、Public Domain で加工・商用利用などの制限はないとしている。一方、博物館として利用状況を把握したいため「お願い」として任意で連絡を求めている。利用者が行う一切の行為(コンテンツ編集・加工など)については、博物館が責任を負わないことを免責でうたっている。





公開日:2019年12月27日 更新日:2019年12月27日

郷土博物館所蔵資料データベースの公開

郷土博物館が所蔵している資料データを検索しご覧いただけます。

公開画像は「パブリック・ドメイン」として提供します。現在、浮世絵や江戸絵画、古文書、典籍など約2400点を公開しております。ダウンロードも可能ですの で、ご自由にお使い下さい。

これらは知的財産権(著作権等)が発生していない状態、もしくは、権利が消滅した状態の作品であるため、誰でも利用することが可能です。

クリエイティブ・コモンズ:パブリック・ドメインとは(外部サイトへリンク)

提供画像の取り扱いについて

絵画や版画データの著作権



足立区によって特定されたこの作品は著作権法上の制約が知られている限り存在していません。

利用の制限について

加工、商用利用などでも利用可能かとお問合せをいただいておりますが、Public Domain で公開しておりますので制限はありま せん。ただし公開データに関し、以下のように利用することは避けてくださるようお願いいたします。

• 公共性・品位を損なうおそれのあるもの

より高解像度の画像が必要な場合は別途、特別利用のお申込みが必要です。

お願い

博物館では資料の利用状況を把握したいと考えております。つきましては下記のご利用の場合、メール等でお知らせ下さい。今 後のサービスに役立てて参りたいと考えております。 (任意)

- テレビ番組での利用
- 出版物での利用
- 調査研究等での利用
- 商品化での利用
- ユニークな利用例

免責について

- 利用者が絵画、版画データを用いて行う一切の行為(コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む)について何 ら責任を負うものではありません
- この利用ルールは、著作権法上認められている利用について、制限するものではありません
- 本利用ルールおよび、掲載コンテンツは、予告なく変更、削除等が行われることがあります

足立区「郷土博物館所蔵資料データベースの公開 | 図 2

https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi_edokaiga.html

今に生きる私たちが真に恐れるべきものは何か?

2020 年 9 月、スタジオジブリはジブリ作品の場面写真を順次提供することを始めた。「常識の範囲でご自由にお使いください。」とのことである ¹²⁾ (図 3)。鈴木敏夫は「著作物はいろんな人が使いやすい環境に本来あるべき」とし、「著作物は、誰かが読んで、見て、聞いてくれないと意味がない。常に世の中の人に楽しんでもらい、話題に上がる、それが一番重要。作った人のものだけど、作った人だけのものじゃない(略)ジブリのいろんなキャラクター、その他の著作物に対して、みんなが使いやすい環境を作る。でないと消えていっちゃう、その恐ろしさです」と述べている。絶大な人気を誇るスタジオジブリ作品でさえ、ジブリ制作側は作品が消えていくことを恐れている。

市民を含めた私たち文化財に関係する者の恐れることの一つは、文化財が未来に継承されないこと・わすれさられること・文化がなかったことになることである。著作権が消滅した文化財についての取り扱いについて、どうしていくのが良いか今後考える必要がある。



図 3 スタジオジブリによる場面写真の提供 http://www.ghibli.jp/info/013344/

疑問:文化財業界(埋文センターや博物館等)における現在の運用やルールは、何が発祥となったか?

全国の文化財関係条例や博物館規程は、バラつきはあるもののかなりの類似性がみられる。それはなぜか。今のところの答えは、昭和 44 年 8 月 23 日文化庁長官裁定の「写真撮影等に関する基準」にあると考えている(図 4)。条文構造や別表の「写真撮影等料金」は、例えば 奈良文化財研究所の特別観覧料金表と、多少の金額の差異はあるもののフォーマットな

(1)【治革】昭和六一年八月四日、平成元年三月二九日、九年三月二七日、一三年三月三〇 写真撮影等について う。しは、 影若しくはビデオ撮影又は模写、 じ。)の保管に係るものの写真撮影、映画撮影、 品等」という。)で文化庁内部部局(日本芸術院を含む。 美術品、 写真撮影等に関する基準 認められる場合 れる場合 権者の書面による同意を得ていない場合 あるものについて、事前にそれぞれ当該寄託者又は当該著作 撮影等により文化庁内部部局の事務処理に支障が生ずると 好ましくない用途に供するため撮影等が行われると認めら 撮影等により美術品等の保存に悪影響が生ずると認められ 美術品等のうち寄託品等であるもの又はほかに著作権者が 写真撮影等に関する基準 工芸品、考古資料、 次に掲げる場合を除き、 有形民俗文化財等 模造等(以下「撮影等」とい 許可するものとする。 /文化庁長官數定 テレビジョン撮 以下 以下同 「美術 昭和 44 年文化庁長官裁定 「写真撮影等に関する基準」 図 4

別表第1

写 真 撮 影 等 料 金

(消費税を含む)

その他

区	分	料	金	備考
1 写真撮影	(1) 単片フィルム	1点につき	4,200円	単片フイルム
	(2) 41 9 1 9 1 1	1点(件)につき50コマまで 4,200円 50コマを越える場合は50コマごとに 2,100円		による写真撮 影に ま が 品 部 に 美 術 品 等 4
2 映画撮影 ビデオ撮影	(テレビジョン摄影 <u>、</u> を含む)	1点につき	. 5,250円	シャッターま でを1点とす
3 模 写		1点1日につき	2,100円	る。
4 模 造		1点1日につき	2,100円	
5 熱 覧		1点1日につき	1,050円	
6 その他		そのつど定める		

図 5 文化庁「写真撮影等に関する基準 | 写真撮影等料金

どほぼ同じである(図 5) ¹³⁾。おそらくこの昭和 44 年文化庁長官裁定を参考に全国に拡散し、現在もこの運用が生き続けていると考えられる。数回、改正されているにしろ、料金表の写真撮影が 1 点 4 シャッターなど、フィルムカメラを想定したものである。デジタルカメラが使用されるデジタル時代と、昭和 44 年当時の状況では社会環境が変化していると考える。

まとめ

少し前にブロガーが流行った。最近は YouTuber である。ブログや YouTube では、金銭を取得することができる。個人的な情報発信と商用利用の境界は曖昧になっている。個人が金銭目的ではなくとも SNS に写真等を掲載した場合、結局は間接的に SNS の運営企業の営利活動となるのである。このようなサービスの出現を昭和に予想することは困難である。

2010年代からは人口減少時代に突入した。文化財関係予算は潤沢とは言えず、一層の合理

化・自己収入の増大が求められている。本サロンで提示された課題への現実的な対応には経営的な視点が必要である。特別観覧など実際的に手がかかる業務においては、一定の受益者負担も有りうるだろう。国民的財産を扱っているという公共的使命、経営的視点、法的根拠、一定の受益者負担等の観点において最適化されたバランスがなければ、持続可能性を確保することは難しいだろう。今を生きる私たちの責任は、無思考の前例踏襲ではなく、過去の蓄積を踏まえたうえでの時代に合わせたバージョンアップであると考える。

参考文献等

1) 裁判所判例検索システム事件番号:昭和 58(オ)171

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52181 (2020年12月8日確認)

2) 脇坂 祐子「知っておきたい最新著作権判決例(3)錦絵の写真転載事件: 著作権の保護期間が満了した錦絵の写真を無断複製した行為につき,所有権侵害行為,又は商慣習もしくは商慣習法違反を理由とする不法行為の成否が争われた事例[大阪地裁平成 27.9.24] (特集 著作権)」『パテント』 69(12)、2016 年、日本弁理士会

https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201610/jpaapatent201610_025-032.pdf

(2020年12月8日確認)

- 3) 2)と同じ。
- 4)1)と同じ。
- 5) 1)と同じ。
- 6) 株式会社やのまん「一部報道について」

https://www.yanoman.co.jp/support/news/%e2%96%a0%e4%b8%80%e9%83%a8%e5%a0 %b1%e9%81%93%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/

(2020年12月8日確認)

- 7) 朝日新聞「平等院鳳凰堂のパズル、なぜ訴訟に?著作権ないけれど…」2019 年 8 月 14 日 8 時 00 分 https://digital.asahi.com/articles/ASM8F3TBHM8FUTIL00V.html (2020 年 12 月 8 日確認)
- 8) 京都新聞「平等院鳳凰堂を無断撮影してジグソーパズルに 在庫廃棄などで平等院と玩具会社和 解 京都地裁」2020年10月12日19時03分

https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/379463 (2020年12月8日確認)

9) やのまん「■宗教法人平等院との訴訟について」2020 年 10 月 13 日

https://www.yanoman.co.jp/support/news/%e2%96%a0%e5%ae%97%e6%95%99%e6%b
3%95%e4%ba%ba%e5%b9%b3%e7%ad%89%e9%99%a2%e3%81%a8%e3%81%ae%e8%a8
%b4%e8%a8%9f%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/

(2020年12月8日確認)

10) 梅林秀行 アーカイブの社会化ミニ・シンポジウム 1「届く、使うデジタルアーカイブ」 アーカイブサミット 2017

http://archivesj.net/wp-content/uploads/2018/09/archivesummit2017.pdf

(2020年12月8日確認)

11) 足立区「郷土博物館所蔵資料データベースの公開」2019年12月27日公開

https://www.city.adachi.tokyo.jp/hakubutsukan/2015adachi_edokaiga.html

(2020年12月8日確認)

- 12) 株式会社スタジオジブリ「今月から、スタジオジブリ作品の場面写真の提供を開始します」 2020 年 9 月 18 日 https://www.ghibli.jp/info/013344/ (2020 年 12 月 8 日確認)
- 13) 奈良文化財研究所の特別観覧料金には「三次元画像計測」 5500 円が追加されている。

論点提示 2:

展示室で写真が撮りたい!

- 博物館展示室での写真撮影対応に関する現状整理 -

千葉 毅

(神奈川県立歴史博物館)

はじめに-本発表の目的-

私は博物館へ行ったら写真を撮りたい人である。

専門である縄文時代の遺物を自分の関心に基づいて観察・記録したいというのはもちろんだが、分野を問わず、展示方法、空間構成、照明、会場の演出等々を記録したいという気持ち、あるいは自分の視点や感想をオフライン・オンラインで共有したい、面白かった展示を紹介したいといった面もある。

ただ、現状では来館者による展示室での写真撮影への対応は施設により多様である。撮影 自体に加え、撮影した画像の利用可能とされる範囲も館によって一様でない。

なぜ、撮影が OK だったり NG だったり、SNS 投稿が OK だったり NG だったりするのだろうか。

本発表では、現状でよく遭遇するパターンを概観し、撮影行為や撮影画像の利用に制約があるのであれば、その制約の根拠を何に求められ得るのかを推察する。そのうえで、博物館1)や利用者にとってより良い在り方を考えてみたい 2)。

現状でのいくつかのパターン

(1)撮影への対応パターン

展示室での来館者による写真撮影対応にはいくつかのパターンがあるようだ 3)。細かな点を除けば以下のように概ね整理できる。制約が多い方から記してみる。

「全面 NG]

「原則 NG/一部 OK (OK 指定)]

「原則 OK/一部 NG (NG 指定)]

「全面 OK]

一概には言えないが、展示資料の種別や分野等によってパターンに一定の傾向がある。著作権保護期間内の資料の展示、借用品の展示(特に所有者が寺社や個人の場合)、信仰対象でもある資料の展示、平和祈念や慰霊を主眼とした展示、等では禁止になる傾向が強いようだ。ただ、類似する主題・資料を扱っていても撮影可能な展示や館もあり、一律ではない。撮影OKであっても方法等の制約(動画/接写/三脚/自撮り棒/ストロボ等)が設けられることも多い。他の観覧者への配慮(シャッター音、肖像権等)が呼びかけられることもある。

なお、撮影が禁止されている場合にその理由が明示されていることは稀である 4)。利用者

からすれば、理由は「想像する」しかない。

(2)撮影した写真の利用可能とされる範囲のパターン

撮影自体は可能であっても、撮影した写真の利用可能とされる範囲は別である。上と同様 に、制約が多い方から以下のように整理してみる。

「撮影のみ OK]

「条件付き OK]

[全面 OK]

私の知る範囲では[条件付き OK]が多く、次いで[撮影のみ OK]となろうか。[条件付き OK]では「非営利目的に限り OK」が多いようである。この場合には個人アカウントの SNS 等投稿も OK とされることが多い。また、よく見かける表現に「個人利用に限り OK」があるが、この記載のみだと SNS 等投稿が OK に含まれるのか否かが判断しがたい 5)。[撮影のみ OK]は著作権保護期間内と考えられる資料が展示されているケース等に見られるが、先史時代出土品のようなパブリック・ドメインと考えられる資料を扱う展示でもまま見られる。[全面 OK](どんな利用方法も拒まない)は今のところ知らない。

[撮影のみ OK][条件付き OK] の場合に、制約内容が細かく記載されることが多いのに対し、理由が具体的に明示されることは少ない $^{6)}$ 。

なお、特段の取り決めが無ければ、著作権は撮影者に属することは確認しておきたい。

撮影行為・利用を制約する根拠は?

ここまで、現状の制約パターンについて見てきた。「当たり前」のこと過ぎて「何をいまさら」と感じられるかもしれない。しかし、なぜ、私たち利用者はそれらを制約されなければならないのだろうか。博物館が写真撮影および撮影した画像の利用方法を制約できるとしたら、どんな根拠によるのだろうか。

このことについて、著作権、所有権、施設管理権、規約等という視点で考えてみる ?)。

(1)著作権による制約

展示されている資料が著作権保護期間内の著作物であれば、著作権法に定められた権利の範囲内で著作権者はその利用を制約することができる。展示行為のみであれば、資料の所有者は著作権者の許可がなくともその資料(「美術」または「写真」の著作物)を展示することは適法に可能だが(著作権法第 45 条)、原則として複製(写真撮影も含む)はできないし、来館者へ許可する権利もない 8)。逆に、著作権者が許可するならば撮影 OK・ウェブ投稿 OKとする対応ももちろん可能である。最近の現代美術の展示では、むしろ撮影も SNS 等投稿も OK になっているケースが少なくない。

一点確認しておきたいのは私的使用による権利制限規定である(著作権法第 30 条)。この規定により、私的使用目的の撮影であれば展示室での撮影も著作権侵害にはあたらないと考えられる。そのため、著作権のみを根拠に展示室撮影を拒むのは適切ではなく、むしろ実際には後述の施設管理権による制約と考えられる。

著作権保護期間が満了した資料(=パブリック・ドメイン [PD]) であれば、誰でも自由

に「無体物」としての著作物を利用することが出来る。

(2)所有権による制約

資料の所有者であれば、その利用方法を制約する権利をもつ(民法第 206 条)。多くの文化財は個人や民間所有だが、彼らは所有権を根拠に自らの所有物の撮影を拒んだり、展覧会等での展示のために所有物を貸し出す際に、その利用方法に制限を設けることが可能である。埋蔵文化財に関しては地方自治体が所有するものが圧倒的に多いが(文化財保護法第 105 条 [都道府県帰属] によるため)、これらに関しても各自治体が所有権を根拠に撮影を制約することは可能と考えられる。

なお、PD資料であっても、所有者は有体物としての資料の所有権を有しているため、それを根拠に資料の利用方法に制約を課すことは可能である⁹⁾。

(3)施設管理権による制約

施設の管理者は、管理する施設の利用方法を制約する権利をもつ(施設管理権)。それにより、博物館の管理者は展示室での撮影を禁止することが可能である。私設博物館や寺社であれば展示室・堂内等の撮影を拒む際の明確な根拠になり得るだろう。公的機関の設置・運営する博物館についても基本的には同様と考えられる(甲野 2019 など)。撮影方法として、三脚・自撮り棒等の使用を禁じるのも施設管理権による制約であろう。

(4)施設設置母体の規約等

地方自治体が公立博物館を設置する際には、当該自治体の条例においてその設置に関する事項を定めなければならないが(博物館法第 18 条)、その条例や規則等の中で資料の撮影等について規定している自治体も多い。展示室での撮影も規約に定められている場合、撮影を希望する者は定めに従い手続きする必要がある 10)。公立博物館以外でも、設置機関の規約等による定めがあれば、利用者はその博物館を利用する以上、従うほかない。

ここまで、博物館展示室における利用者による写真撮影を制約する根拠として考えられ得る要素を確認してきた。今回のサロンの主な対象である埋蔵文化財・考古資料のほとんどはパブリック・ドメインと考えてよく、著作権法の保護を受けない。そのため、それらを扱う展示における撮影制約の根拠は、所有権、施設管理権および規約等によると考えられる ¹¹⁾。これらに依れば来館者による展示室撮影を「適切」に制約することができるだろう。

ただ、現状では博物館側が何を根拠に制約を課しているのか、利用者には分からないことも多い。制約を課すならば、制約の具体的内容に加えて、その根拠も分かりやすく示した方が理解を得られやすいだろう。もちろん、そのためには博物館職員自身が何を根拠に利用者を制約しているのを十分に理解している必要があることは言うまでもない。根拠なく不用意な制約を行うことのリスクは石井が指摘するとおりである(石井 2020)。

それでいいのか?博物館!?

著作権、所有権、施設管理権、規約等により、「適切」に展示室撮影を制限できることは確

認した。ただ、私にはすっきりしない気持ちが残る。制約することができる、のはいい。しかし、だからと言って制約する必要が果たしてどれほどあるのか。「制約根拠の法律的適切さ」と「文化財を扱う機関の判断としての妥当さ」は別問題だろう。

基本に立ち戻ってみる。文化財保護法第 4 条 (国民、所有者等の心構)には以下のようにある。

「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」。

また、国際博物館会議(ICOM)は、「博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任があ」り、「秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある」とする 12)。

これらの理念をもとに、私は、明らかな必然性・必要性がなければ博物館や文化財の利用 方法に制約を課すべきではないと考えている。当然、資料や館施設の毀損を防ぎ、安全に保 存できる環境を確保することは大前提である。そのうえで、人権や関係者の所有権その他の 財産権に大きな侵害を与えず、利用者相互の配慮が払われるのなら、展示室での撮影はもち ろん、どんな利用方法があってもいいと思っている。

著作権保護期間内の資料は当然制約があっていい。しかし、本サロンでの主要な議論の対象である考古資料・埋蔵文化財は、ほとんどが PD である。「擬似著作権」(福井 2010)のような主張で制約してはならない ¹³⁾。

私設博物館なら撮影への拒否感、博物館や資料のブランディング、イメージ管理をしたいという意図から、撮影を拒むことはあり得る。あるいは信仰の対象でもある寺社文化財に対して、手を合わせこそすれレンズを向けるものではない、という思いもあって然るべきだろう。

ただ、公的機関ではどこまでその必然性があるだろうか。公立博物館のような税金により設置・運営されている公共施設での利用者行為について、施設管理権に基づく制約の範囲はどこまでが適切か、という疑問もある $^{14)}$ 。撮影は OK だがウェブ投稿は NG・改変不可とするような利用方法の制約までが適切かも判断が難しい(福井 2019 など)。

博物館が他機関から資料を拝借して展示する際には、まずは所有者の意向を踏まえるのは当然ではある。特に個人や寺社のような民間所蔵の文化財を扱う際には、先方の意見を十分に尊重する必要があろう。一方で「博物館で展示する」以上、そこが公共性の高い空間であるという意義も共有する必要もあると思う。寺社空間の延長としての展示室ではないはずだ。もちろん、信仰に対する人々の思いは尊重されなければならない。しかし「借用品だから」「信仰の対象だから」というだけで直ちに撮影 NG と判断せねばならないということではない 15)。

設置機関の規約にあるならば、制約もとりあえずは仕方ない。しかし、その規約が果たして今日的な博物館施設として適切か、法の精神に反しないかは常に見直されてよい。資料の直接のハンドリングを伴う熟覧等であれば、たしかに資料の損傷につながり得るし、微細であってもダメージは蓄積されるだろうから、一定の制限は然るべきと思う。しかし、展示室

での撮影についても同レベルでの制約を課すことが適切だろうか。

なお、撮影した写真の利用条件として「非営利」が挙げられるケースが多いと記した。もちろん、著作権保護期間内の資料であれば根拠は明確であるが、PD資料については「営利」目的が排除される根拠はあまり明確でない ¹⁶⁾。当然、特定の相手に便宜を図るといった行為であれば公的機関として不適切であることは言うまでもない。ただ、PD資料を対象とするならば、公平な機会のもとに文化財を利用して営利活動を認めることは十分に可能であろう。ミュージアムグッズの販売等は文化財を営利に使用した最たるものであろうし、文化財を紹介する書籍の刊行、展覧会を紹介する民法 TV 番組も広義には文化財の営利利用と言える。無論、著作権保護期間内の資料であっても、著作権者の許諾があれば可能である。

誰のもの?誰のためのもの?

そもそも、博物館は何の意図で、来館者にどうあって欲しくて制約を課すのだろうか 17)。 展示室撮影の話題では「マナー」や「観覧に臨む態度」のような意見が出ることは避けられない。「他の観覧者の迷惑になる」「(写真を撮るだけで) 展示資料をしっかり見なくなる」といった議論である。まずそこから考えてみよう。

まずマナーについて。展示室をカメラを持ってウロウロされることやシャッター音が煩わしいという。同感である。私も他の利用者の撮影が気になったことはある 18)。しかし、それを理由に撮影を制約するのなら、マナーを守ったうえで写真を撮りたい人の機会損失になることはどう考えるのだろうか。そもそも「他の観覧者の迷惑になる」という判断もなかなか難しい。何を「迷惑」と感じるかは人それぞれでもある。ささいな「迷惑」であれば、捉え方によっては同じ展示室にいる全員が相互に「迷惑」をかけていると言ってもいいかも知れない。よくある「静かに観覧しましょう、撮影は NG」という対応は、多様な「迷惑」が度を越え利用者同士のトラブルに発展するのを事前に避けるために存在する最大公約数的なルールなのだろう。確かに COVID-19 以前の大規模展覧会のように、大混雑することが予測される展示であれば、観覧環境の維持のために撮影を不許可とする判断は施設管理者としてあり得る。しかし、悲しいかな私の勤務先である神奈川県立歴史博物館がそうであるように、大混雑になることの少ない世の中の多くの博物館、展覧会で同様の対応をとるとすれば、少々過剰ではないか。

結局は、利用者相互での配慮を丁寧に求める、というのが公共の博物館には適切なラインなのではないかと思う。マナーはマナーであることが大切で、それをルールにするのはマナーだけでは極めて不都合な場合に留めるべきだろう 19)。

次に「写真を撮るだけで満足して、資料をしっかり見なくなる」という意見。これは博物館業界内からよく聞かれる声である。「せっかくいい/珍しいものが目の前にあるのに、写真ばかり撮って、もったいない」というような表現になり替わって、利用者同士でも囁かれることもある。

さて、博物館に行ったら展示資料をしっかり見なければならない、などということを誰が 決めたのだろう。博物館利用のルールやマナーまではまだいいとしても、展示に向き合う態 度まで博物館に決められる筋合いはない。しっかり観察したい人はすればいい。同じように 「インスタ映え」する写真を撮りに博物館へ行くことのなにがいけないのだろう。私のよう に写真を撮りたい人からすれば「撮影 OK なのに撮らないなんて、もったいない」である。 博物館に勤務する者としては、理由がどんなであれ、まずは来てくれたことを喜びたい。 むしろ、博物館がそういった気楽で身近な経験を重ねられる場であることが、回り道のようでも博物館や文化財の潜在的フォロワーが増えることにつながるのだと思う 20)。

「写真が欲しいなら図録や絵葉書にちゃんとした写真が載っている。自分で下手な写真を撮っても仕方ない」という意見も聞いたことがある。その人がそれでいいならいい。ただ、自分の記録したいアングルやフォーカス位置や部分拡大の写真が図録にあるとは限らない。また、常設展示を対象とした場合、展示資料のすべてが図録に掲載されていたり絵葉書になっていること自体が少ないだろう。

念のため補足するが、私も一学芸員として展示資料をしっかりと見てもらえたら嬉しいし、私が書いた解説を読みながら資料を観察し、得られるものがあればいいと思っている。しかし、だからと言ってこちらの望む展示観覧方法以外を排除していいはずがない。私は、考古学的、歴史学的視点で縄文土器を展示すること多いが、利用者がそれ以外の文脈で観覧したって何ら問題ない。むしろ、多様な視点や価値観を飛び交わせられることこそが博物館の大きな存在意義ではなかったか。

こういうことを言うと、「学芸員が学術的な視点を否定してよいのか」「展示資料の解説や展示ストーリーが無駄だと言うのか」というような批判を受けることがある ²¹⁾。私が言いたいのはそういうことではない。私は学術的視点も否定しないし、展示資料の解説やストーリーにも意味があると思う。ただ、それはあくまでその資料の一側面でしかないのだ。それによって他の側面を否定、排除することはあってはならない(千葉 2017)。私/学芸員の視点や価値観や学術的関心は人類の代表ではない。

これらに加えて、博物館業界内からよく聞かれる意見は「撮影 OK にすると図録や絵葉書が売れなくなる」というものである。なるほど、たしかに図録や絵葉書に「画像」以上の価値が見出せなければ売り上げは減少するのかもしれない。ただ、時代の中で求められるメディアや役割は変化する。利用者一人一人の意識、ニーズも時代によって変わるだろう 22)。それでも博物館が図録や絵葉書にこだわるのであれば、展示室撮影を NG にするという旧態保守によってではなく、撮影 OK にしたくらいでは得難い付加価値をそこに与えられるよう模索するのが正道ではなかろうか。実際、特に図録の需要は「画像」だけでなく、解説等の付加的情報、物体としての所有欲でもあろう 23)。

続いて、撮影した画像に対する制約(ウェブ投稿や印刷等への無断使用禁止、改変・加工禁止等)の意図を考える。

ここでも私が聞いたことがある範囲でしかないが「どういう媒体にどういう風に使われているのか把握したい(= 把握できないところで使われたくない)」「自館での評価と異なる (反する) 評価をされるのが嫌」「自館の展示文脈以外で紹介されるのが嫌」「ふざけた内容に加工されると作品の尊厳を傷つけられる」等々である。

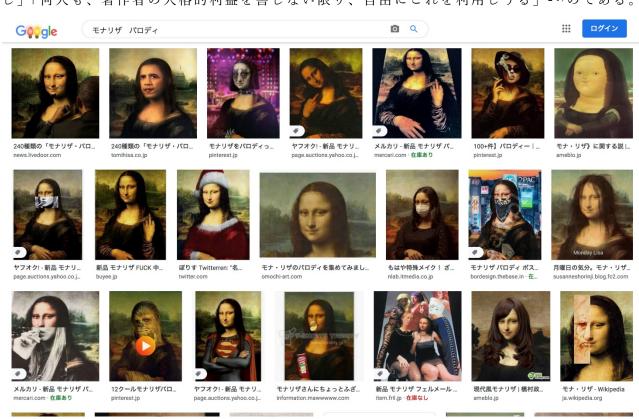
これらに対しても、気持ちは理解できなくはない。たしかに資料の使用状況や媒体の傾向は、学芸員個人の関心としては知りたいところではある。それでもなお、私はこれらの意見に完全に同意はできない。

私は博物館の学芸員として資料の一番近くにいる人に求められるのは、多様な価値観を受

け入れる (排除しない) 度量を持つことだと考えている。もちろん、学芸員は学術性のもとに各資料の評価、位置づけを行い、それを博物館として展示する。それが博物館活動の一つの基盤である。しかし、その評価や位置づけはその資料がもつ無数の情報の一側面でしかあり得ない。その資料は学芸員やその博物館だけのものではない。価値や視点を「学術性」の名のもとに一方的に固定化し、それ以外を排除するなど、博物館が自らの首を絞めるに等しい行為だと思う。

そもそも PD であるならば、その著作物(=資料の無体物としての側面)の利用を制御しようと考えるのは諦めるべきだ。もし使用状況を把握したいのなら、許認可のような強制的かつ利用にブレーキをかけるような方法によってではなく、状況把握と利用促進を兼ねられる方法を模索するのが健全ではないか。

「画像の加工は不適切な使用につながるため良くない」との意見。一見、聞こえはいい。 しかし、以下の絵を見て、どれが「適切」で「不適切」なのか、誰がどんな基準で決められ るのだろう。著作権保護期間が満了した以上、「著作物は公有(パブリツク・ドメイン)に帰 し」「何人も、著作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうる」²⁴⁾のである。



第1図 「モナリザ パロディ」での Google 画像検索結果画面

著作権保護期間が満了したものでも著作者人格権は残る。それにより、著作者の意図に反する改変や著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は権利侵害になる可能性はある(著作権法 20 条 1 項及び 113 条 6 項)。ただ「著作者の意図に反する」かどうか、「著作者の名誉又は声望を害する」かどうか、果して博物館に、学芸員に判断できるのだろうか。何を基準に判断するのだろうか。

学芸員にとって、自分が日々管理し大切に扱っている資料について、たとえその画像であ

っても面白おかしくパロディに使われたり、意図しないような加工をされたりすることは、もしかしたら嬉しくはないかもしれない。しかし「公有に帰」した以上、受け入れなければならないのだと思う。逆に、PDになった資料に対して不用意に制限を加えてしまうと、過剰な規制とみなされる可能性もある。PD資料の人格権侵害を訴えるとしたら、それは博物館ではなく、例えば、「社会の機運」のようなものによるものかも知れない 25)。

博物館として、どんな利用をも妨げないと言うと「何かあったとき」に問題になると考えるなら、せいぜい「公序良俗に反しないように」との「お願い」をするくらいが妥当なのではないか ²⁶⁾。

おわりに

展示室撮影を視点としつつ、だいぶ散漫な内容になってしまった。最後に、これまでの内容を簡単にまとめておく。

- ・博物館は、著作権、所有権、施設管理権、規約等により、展示室撮影をはじめとする利用 者の行動を制約できる。
- ・博物館は、制約するならば適切な根拠を持ち、それを利用者に丁寧に説明するべきである。 制約と根拠が対応しないケースは避けなければならない。
- ・特に公的機関は根拠・運用がルーズ/過剰になってはならないが、そもそも公益を目的とする博物館・文化財保護理念から考えれば、本来は設置母体(公立/私立等)に関わらず、文化財・所蔵資料は広く共有され、多様なアプローチを受けられる環境を目指すべきである。
- ・資料の保存は大前提である。そのうえで、資料や施設の破損、汚損、毀損を避けられるなら、極力自由なアクセスを確保すべきである。
- ・博物館は、価値観の押し付けをせず、多様な価値観を受け入れる度量を持つべきである。
- ・博物館は多様な利用方法を受け入れるために、場のマネージャーとして丁寧な説明を継続 し、利用者も相互の配慮(少しずつの我慢)が大切である。
- ・必要以上の管理、情報把握欲は活用促進のブレーキになり得る。

本発表は、「展示室撮影」という博物館や文化財利用のごく限られた一面を扱った。ただ、私はこの側面には、公共施設/公益を目的とした施設としてのその博物館の態度や誠実さが端的に表れてくるとも考えている。その意味で、展示室撮影のあり方を考えることは、文化財を取り巻く社会を考えることそのものなのである。

註

- 1) ここでいう「博物館」は種別や分野等を問わない広義の博物館である。美術館、科学館、動物園、水族館、植物園…等を含む。博物館法による「登録」「類似」「相当」の区分も問わない。今回のサロンの主対象である考古資料、埋蔵文化財を念頭に置いてはいるが、博物館一般・文化財としての基本的な考え方は共通するものと考えている。なお、いわゆる常設展示と特別展示とで対応が異なることも多いが、基本的な考え方はいずれも同様と考えており、本発表では特に区別しない。
- 2) 私自身、博物館学芸員でもあり職務以外では利用者でもある。本発表内では双方の立場を踏まえ

ているつもりである。

- 3) 本発表は、私自身がこれまでに訪問した博物館での経験がベースとなっている面が大きい。そのため分野・地域には大きな偏りがあり主観的な分析であることは否めない。感覚的な表現が多くなることをご了承願いたい。なお、手元にある訪問記録によれば、国内の訪問施設数は 576 施設(2020年12月12日時点)である。
- 4) 私が目にした少ない事例として、京都国立博物館での「作品保護、所蔵者権利保護、鑑賞環境向上のため」展示室内は撮影禁止、との掲示があった(2018年6月訪問時に確認)。
- 5)「個人利用」のニュアンスが、著作権法の権利制限規定にある「私的使用」(第 30 条)の範囲に依るならば、公衆送信はその範囲外となるため、SNS 等への投稿は出来ないことになる。ただ「個人利用のみ OK」と書いてあっても、職員に確認してみると「SNS 等投稿も OK の意味」という回答があることもあり、一様ではない。利用範囲が判断しがたい表記は利用の委縮を招くことになる。
- 6) 撮影の制約と同様、博物館・利用者相互の「暗黙の了解」により成り立っているのだろう。具体的な理由が明示された少ない事例として、池田 20 世紀美術館(静岡県伊東市)のウェブ投稿を制限する以下の文言がある。「作品を撮影された写真のアップロードは著作権法に触れることがあります。ご自身でご覧になる以外の用途での使用はご遠慮ください。」(2020 年 10 月訪問時に確認)
- 7) なお、私は法律の専門家ではないため、法的解釈等に関する保証はできない。本レジュメを参照される際には留意されたい。
- 8) 川崎市岡本太郎美術館では展示室内の撮影は原則 NG だが、一部 OK なエリアがある。そこには「作品のみアップで撮影することはできません。記念写真、風景としてお撮りください」と注意書きがある(2012 年 8 月訪問時に確認)。岡本太郎の作品は著作権保護期間内であり、通常は複製には著作権者の許可が必要だが、「不随対象著作物としての複製・翻案」(いわゆる「写り込み」に関する権利制限規定、著作権法第 30 条の 2 第 1 項)としての利用を案内しているものと考えられる。
- 9) 「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影をするのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するものと解すべきである」(顔真卿自書中告身帖事件[最高裁昭和59年1月20日第二小法廷判決:https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=52181](最終閲覧日:2020年12月10日)の判決理由より)。
- 10)私が最近遭遇したケースでは、調布市郷土博物館において常設展示室での撮影を希望したところ「調布市郷土博物館資料撮影等申請書」の記入が求められた(2020 年 12 月。訪問当日、受付にて記入・申請)。帰宅後、その根拠を確認したところ、調布市郷土博物館条例施行規則第 3 条および第 4 条に資料撮影に関する規定があった [https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/reiki/c2009-132080-44671577?keyword=](最終閲覧日:2020 年 12 月 10 日)。
- 11) 本発表では展示資料そのものの撮影を対象に検討しているが、解説文、写真パネルあるいは展示空間デザイン・演出等の要素は著作権保護対象となり得ることは注意が必要である。
- 12) ICOM 職業倫理規定(2004 年 10 月改定版)セクション 3「博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ」基本原則 [https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM_rinri.pdf] (最終閲覧日 2020 年 12 月 10 日)。
- 13) 顔真卿自書中告身帖事件で明確にされたとおりである。「若しも、所論のように原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利をも慣行として有するとするならば、著作

権法が著作物の保護期間を定めた意義は全く没却されてしまうことになるのであつて、仮に右のような慣行があるとしても、これを所論のように法的規範として是認することはできない」(顔真卿自書中告身帖事件[最高裁昭和59年1月20日第二小法廷判決]の判決理由より)。

- 14) 一般的に、施設管理権の範囲は、対象となる施設の維持管理、治安維持上の必要がある範囲とされる。施設や他の利用者の支障になるとは認められない範囲や方法での撮影であった場合、施設管理権によって制限できるのだろうか。なお、福井健策はいわゆる「擬似著作権」と施設管理者との関係について「立ち入らないと撮影できないケースでは、所有者が施設の管理権限に基づいて撮影をある程度コントロールできているだけです。それは物理的に場所を支配していることの「反射的な効果」に過ぎず、所有者に、寺社や公園の影像という「情報」を独占できる法的な権利があることは意味しません」としている(福井 2010)。
- 15) 東京国立博物館では、総合文化展(常設展示)内の仏像や仏画も、法隆寺宝物館でも撮影が可能とされている。
- 16) 「博物館資料の撮影について togetter まとめ」等を参照しても、「商用」利用に関する多様な反応があることが分かる。
- 17) 博物館が制約を課す意図 (≠根拠) を公表することは少ない。ここでは私がこれまで実際に見聞きした意見や一般的によく聞くと思われる意見をベースにする。
- 18) 個人的に気になるのはシャッター音よりもピント合わせの電子音であることが多いが。
- 19) その意味で、神奈川県立歴史博物館で開催された特別陳列「屛風をひらけば―神奈川県立歴史博物館所蔵の屛風絵―」の展示室入口に大きく掲示された文章は素晴らしかった。本展の担当学芸員である橋本遼太(中世絵画史)による「本展を楽しむために」と題された文章である。以下に抜粋する。

「作品をゆっくりじっくり味わってほしい/それがいちばんの願いです/(中略)/複数名でお話しになりながらご覧いただくのも良い方法です/自分とは違った見方を知ることで/作品の新たな魅力が見えてくることでしょう/写真を撮ることも良いかもしれません(本展は全点撮影可能です)/(中略)/おしゃべりも撮影も 夢中になってしまうと/周りが見えなくなりがちですのでご注意ください/あなたの「撮りたい」と隣の方の「ゆっくり静かに見たい」/これらは等しく大切な気持ちです/同じ展覧会に多少なりとも興味を持って居合わせたのです/皆様は興味関心の近い方々といえるでしょう/いよいよ屏風がひらきます/大画面の迫力を みなさまでご体感ください」(/は改行)。

- 20) 動物園や水族館は、動物の行動や生態を展示し、動物愛護や環境保護、種の保存についても知って欲しいと考えているし、一見地味であっても地域色のある動物を扱うことで特色を出そうとしている園館もある(川端 1999 など)。ただ、それに向き合って欲しいからと言って撮影 NG にする園館は少ないだろう。デートでの記念撮影、あるいは「インスタ映え」する、動物のかわいい写真を撮るためだけに園を訪れてもいいのではないか。そういった経験の蓄積が、動物愛護や環境保護の意識に潜在的につながってくるのではないか。
- 21) 実際に言われたことが複数回ある。
- 22) デジタルカメラが浸透し、玄人はだしの写真を撮る人が増えた。DTP ソフトが一般化し「完全原稿入稿」が増えた。その流れを止めることは誰にもできない。それであっても、プロカメラマンや印刷所は「プロ」たる意味やスタンスを模索している。博物館だけ「図録が売れなくなるから」と

展示室撮影を拒むのは「プロのプライド」が揺らがないのか。

- 23) 2019 年に東京国立博物館で開催された特別展「三国志」では、同館が平成館で開催する展覧会として初めて全面撮影可能、SNS 等投稿も可能とされた。果たしてこの対応が図録や絵葉書の売り上げにどのような影響があったのか、今後調べてみたい。
- 24) 顔真卿自書中告身帖事件 [最高裁昭和59年1月20日第二小法廷判決] の判決理由より。
- 25) 2005 年 1 月に PD となったサン=テグジュペリ著『星の王子さま』を扱った企画に対して、原作への 冒 涜 だ との 声 が 多 数 寄 せ ら れ た こ と で 企 画 が 中 止 に な っ た ケ ー ス も あ る。
 [https://www.ginzasonypark.jp/info/20180811/] (最終閲覧日: 2020 年 12 月 10 日)。
- 26) 本発表では議論の対象としなかったが、デジタルアーカイブで公開する画像の利用方法の制約についても同様と考えている。例えば、PD 資料のオンライン公開を積極的に進めている足立区立郷土博物館では、収蔵資料データベースの画像利用注意事項に以下のように記している。

「加工、商用利用についてもパブリックドメインで公開しておりますので制限はありません。ただし公開データに関し、『公共性・品位を損なうおそれのある』利用は避けていただきますようお願いいたします」 [https://jmapps.ne.jp/adachitokyo/](最終閲覧日:2020 年 12 月 10 日)利用者が展示室で撮影した画像と、所蔵者がデータベースで公開している画像とで、異なる面もあ

るが、「所蔵資料を撮影した画像の利用」という意味での考え方の根底は同様であろう。

参考文献

石井淳平 2020「博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に考えておくべきリスク」
[https://junpei9.medium.com/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E8%81%B7%
E5%93%A1%E3%81%8C%E6%96%87%E5%8C%96%E8%B2%A1%E6%83%85%E5%A0%
B1%E3%81%AE%E5%88%A9%E7%94%A8%E3%82%92%E5%88%B6%E9%99%90%E3%
81%99%E3%82%8B%E5%89%8D%E3%81%AB%E8%80%83%E3%81%88%E3%81%A6%
E3%81%8A%E3%81%8F%E3%81%B9%E3%81%8D%E3%83%AA%E3%82%B9%E3%82%
AF-43fbb616a76a](最終閱覧日:2020年12月10日)

川端裕人 1999『動物園にできること 「種の方舟」のゆくえ』文藝春秋

甲野正道 2019『改訂新版 現場で使える美術著作権ガイド』全国美術館会議編、美術出版社

千葉 毅 2017「学芸員と博物館と展覧会と -地域の博物館のいまとこれから-」『大倉山論集』第63巻、大倉精神文化研究所

[http://www.okuraken.or.jp/files/6914/9127/4396/63_chiba_kouenroku.pdf] (最終閲覧日:2020年12月10日)

福井健策 2010『著作権の世紀』集英社

福井健策 2019「イベント・観光地での撮影・録画はどこまで自由か~著作権・施設管理権・契約の 守備範囲を考える~」『骨董通り法律事務所ウェブサイト コラム』2019 年 5 月 8 日付記事

[https://www.kottolaw.com/column/190508.html] (最終閲覧日:2020 年 12 月 10 日)

博物館資料の撮影について togetter まとめ [https://togetter.com/li/1634998] (最終閲覧日: 2020 年 12 月 12 日)

論点提示 3:

公有財産の視点から

仲林 篤史

(東大阪市)

1.報告の範囲

地方自治体の所有する財産には、博物館や埋蔵文化財センターとして利用される土地・建物、その収蔵資料などが挙げられる。また自治体が刊行する発掘調査報告書、展示図録等の刊行物の著作権も財産に含まれる。

本稿では、これら文化財行政に関連する有体無体の財産に関する以下の事項について、根拠法である地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)1)の諸規定から検討する。

地方自治体が行う文化財行政に関連する「財産」のうち、

- ①著作権の管理
- ②収蔵資料の特別利用手続き

2.法制度・事実関係の整理

地方自治法は、日本国憲法第 92 条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」という規定によって制定される法律で、地方自治の基本法である。地方自治体による文化財行政・博物館行政は、個別法である文化財保護法や博物館法に加えて、同法の規定が及ぶ。

まず、地方自治体の「財産」について定められた規定をみる。

地方自治法に定める財産は、**公有財産、物品**、債権及び基金に分類される(第 237 条第 1 項)。このうち公有財産として分類されるものは、以下である(第 238 条第 1 項)。

- 1.不動産
- 2.船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- 3.上記に掲げる不動産及び動産の従物
- 4.地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5.特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6.株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 7.出資による権利、不動産の信託の受益権

さらに、公有財産は「**行政財産**」と「**普通財産**」に分類される(第 238 条第 3 項)。行政財産とは、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」で、普通財産とは、「行政財産以外の一切の公有財産」である(第 238 条第 4 項)。

表 財産の分類

財産	公有財産	1.不動産 2.船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機 3.上記に掲げる不動産及び動産の従物 4.地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利 5.特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利 6.株式、社債、地方債及び国債その他これらに準ずる権利 7.出資による権利、不動産の信託の受益権	行政財産 (対用に対して (対明にはずしと 対産と 対産と 対産の (対して (対して (対して (対して (対して (対して (対して (対して	普通財産 (行政財産以外 の一切の公有財 産)
	物品	-		
	基金	-		
	債権	-		

地方自治体が所有する財産のうち、文化財行政に関連するものを自治法の分類にあてはめると、以下のとおりとなる。

· 公有財産

行政財産 ... 博物館や埋蔵文化財センターの土地・建物 有形文化財 (建造物)、記念物のうち史跡・名勝

普通財產 ... 著作権

・物品 ... 有形文化財 (美術工芸品・書籍・考古資料等)、有形民俗文化財など

なお、著作権が行政財産・普通財産のいずれに分類されるかに通説はないが、判例(昭和61(行ウ)2 能登原子力発電所海洋調査にかかる損害賠償等請求事件)により、普通財産とする²⁾。

3. 著作権の管理

公有財産である著作権の取得、管理及び処分に類する行為には、各地方公共団体の定める 財産規則等に則り処理を行う必要がある。当然、文化財所管部署が刊行した著作物に関する 著作権も、これらに則り取り扱う必要がある。著作権に関する取扱いは、以下の内部手続き が挙げられる。

①財産台帳への記載

財産台帳とは、公有財産の適切な管理のため、各自治体において備え付けられている台帳である。例として、大阪府公有財産規則(昭和 43 年規則第 30 号)³⁾では以下のように定める。

第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産

台帳を備えなければならない。

2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産 台帳を備えなければならない。 $\sqrt{}$

さらに大阪府公有財産台帳等処理要領第3条第7号では、財産台帳への登録単位について、 著作権等の無体財産権を以下のとおり定める。

(7) 無体財産権

特許権、著作権、商標権、意匠権及び実用新案権その他これらに準ずる権利のそれぞれ の権利を一の単位

ただし、自治体の有する全ての著作権が財産台帳に記載されるかは、著作権が他の行政機関等によって登録を受ける類の権利でないことから、現実には不可能と考えられる。

②著作物の利用許諾に関する内規の制定

自治体が有する著作権の利用許諾は、要綱等の内規を定めて行う。例えば、奈良県は県のマスコットキャラクターの利用許諾に関して、「奈良県マスコットキャラクターせんとくん使用要綱」を定め、同第2条で著作権及び他の知的財産権を示したうえで定義している4)。

この要綱においてせんとくんとは、奈良県が著作権を有している別紙 1 のデザイン、商標登録第5171244号及び商標登録第5283413号並びにこれらを展開したものとする。

③小結

地方自治体での著作権の利用許諾に関する事務処理については、財産台帳への登録と利用 許諾に関する内部規程が必要であることがわかる。著作権法に基づく許諾は、公権力の行使 ではないため、条例や規則ではなく要綱形式となる。

発掘調査報告書などの著作物に掲載されている写真や図面を第三者が利用することに対する許諾は、上記マスコットキャラクターと同様に著作権の行使に該当するため、当該地方自治体の財産規則に則った取扱いが必要である。

ただし、上記マスコットキャラクターのように著名なものや、金銭的価値を有するもの以外の著作権で、仮に第三者が悪用したとしても重大な損害を及ぼすおそれのない場合などは、現状の運用(財産台帳への未登録、利用許諾要綱の未制定)が著作権を行使しない旨の運用であると改めて解釈することも可能である。この場合、当該著作権を公有財産として管理しないため、よりオープンな利用促進につながると考えることもできる。

4.収蔵資料の特別利用許可手続き

収蔵資料の特別利用許可(条例や規則に基づき資料の写真撮影・熟覧・模写等を行うことをいう。)に関して、その法的な位置付けについて検討する。

まず、博物館や埋蔵文化財センター等、住民が広く利用する施設に関する自治法の規定に

ついて述べる。

①博物館等の設置条例と財産としての位置図付け

地方自治体が設置する公立博物館等は、地方自治法に定める「公の施設」である。公の施設とは、第244条第1項で以下のとおり定義される。

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設 (これを公の施設という。)を設けるものとする。

次の第244条の2第1項では、公の施設の条例制定について定める。

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、 公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

公立博物館については、博物博物館法 5)に設置条例を定める旨の規定もあり、これらに基づいて各自治体で博物館等の設置条例 (例:○○市立••博物館条例) が制定されている。

第 18 条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

博物館等の施設は、土地建物つまり財産としての分類では「**行政財産**」となるが、管理の 面からみた場合は「**公の施設**」となる。

そして、条例による許可を受けた行政財産の目的外使用や公の施設の利用に対し、使用料の徴収が可能となる。

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第238条の4(略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

②特別利用に関する手続き

全国にある博物館等の設置条例では、収蔵資料の特別利用の許可及び利用料徴収の規定がある(参考1・2)。

このような取扱いの根拠は、以下の三つが考えられる。

- 1.施設管理者と利用者との間の合意による契約を条例に定めたもの
- 2. 自治法上の施設利用許可の一類型として条例に定めたもの
- 3. 自治体独自の施策による条例で、当該規定そのものが根拠

3.は、同様の規定が全国的に見られることから地方自治体独自の施策とはいえず、よって 検討からは排除する。

1.については、まず当該利用許可が(自治体によって名称は異なるが)「特別」な「利用許可」と称されているが、実態は施設での物品の貸出しに類する行為である。

また、【参考 2】下線部の条件は「顔真卿自書建中告身帖事件」6)(昭和 58 年(オ)171 号書籍所有権侵害禁止事件)により、所有権を有する者であってもその原作品(博物館資料も著作物に該当する場合がある)の著作権を行使することは認められないとの判断があるため、1.を私法上の契約関係と解釈すると、【参考 2】の規定はこの判例に抵触することとなる。なお、このような許可条件は全国的にみられるものである。

加えて、特別利用許可を申請に対する処分とする自治体もあり、自治体によっては行政手 続条例の定めるところにより、その審査基準等を公表している。

例:大津市歴史博物館条例に定める特別利用許可の標準処理期間等

https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/72/shinsakizyun5-hstk.pdf

次に 2.であるが、公の施設設置条例にある使用料徴収規定から、特別利用許可は、前述の 自治法第 225 条及び公の施設又は行政財産の目的外使用許可と考えられる。

つまり、この許可は収蔵資料(自治法上の「物品」であって公有財産ではない。)を対象と した使用・利用の許可ではなく、施設の利用許可の一つと考えられる。また先に挙げた大津 市の事例等からも行政処分と考えられる。

さらに詳しく考えると、以下の二通りの許可と考えられる。

- a.利用者が公の施設で特別利用を行うための許可
- b.一般の者が使用しない場所(館内の事務室や会議室等≠公の施設内)で特別利用が行われる場合、行政財産の(目的外)利用許可

前述の「顔真卿自書建中告身帖事件」の判例にも関わらず同様の許可条件が存在することは、同条件が契約に伴う条件ではなく、行政処分の条件として存在している証左で、そういった条件はb.の目的外使用許可に多くみられる。

【参考1】名古屋市博物館条例(昭和52年条例第8号)7)

(博物館資料の特別利用)

第4条 博物館資料の熟覧、模写、模造、拓本、撮影等(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(特別利用料)

第 5 条 別表第 2 区分の欄に掲げる特別利用の許可を受けた者は、当該区分に対応して定める額の範囲内において委員会の定める額の特別利用料を納付しなければならない。

(略)

【参考2】名古屋市博物館条例施行規則(昭和52年規則第5号)8)

(特別利用の許可)

- 第15条 条例第4条の規定による許可をしたときは、前条ただし書の場合を除くほか、申 請者に特別利用許可書(第4号様式)を交付する。
 - 2 前項の許可には、次の各号に掲げる条件を付けることができる。
 - (1) 博物館資料の模写、模造、拓本、撮影等によって得たもの(以下「模写資料等」 という。)を展示し、又は模写資料等から抄録引用するときは、原資料が博物館、文 庫又は記念館の所蔵に係るものであることを、適宜な方法で表示しなければならない。
 - (2) 無断で模写資料等の再複製、出版物等への掲載、上映若しくは放送又は模写資料等若しくはその複製物の譲渡若しくは交換物としての使用及びこれらに類する行為をしてはならない。
 - (3) その他委員会が必要と認める事項

③小結

以上より、博物館資料の特別利用許可とは、博物館資料そのものの利用を特別に許可する ものではなく、施設の使用許可の一類型であると考えられる。【参考 2】に挙げた許可条件は、 以下の2点が重要となる。

- 1.許可対象となる行為(特別利用・施設利用)完了後も、利用者の行為を制限できるか(する必要があるか)という点
- 2.他の行政分野の公の施設における許可条件に比べて公平性に欠くものではないかという 点

また、徴収する使用料の額についても、各自治体が定める使用料基準に照らして適切な金額となっているかを改めて検討する必要もある。

5.まとめ

地方自治法上の諸規定から著作権や特別利用許可手続きに関する事項を概観した。地方自治法の規定は、地方自治の総則的な位置づけでもあるため、文化財行政や博物館行政との関係に不明確な部分も多い。今後新たな解釈が行われる可能性もあるが、同法の理解が必要であることに変わりはない。

注

- 1) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000067 (2020 年 12 月 10 日参照)
- 2) https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=16639 (2020年12月10日参照)

判例の概要は以下のとおり。

「本件海洋調査の調査実施委託契約に基づいて得られた著作権自体が右行政目的以外に使用されてはならないということに直ちにつながるものではない。(略)本件において、右行政目的に供せられるべきものは、調査海域における海象、海生生物の状況などを記述した報告書たる著作物であり、(略)著作権法第二章第三節に規定された権利が右行政目的の達成に不可欠であるというものではない。

したがって、(略) 右著作権自体は独立して公用に供されているとはいえない。

結局、著作権たる本件海洋調査の結果は、公用財産たる性質を欠くものとして普通財産に該当すると判断するのが相当である。|

- 3) http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG000000358.html (2020 年 12 月 10 日参照)
- 4) http://www.pref.nara.jp/secure/62295/youkou_180801.pdf (2020年12月10日参照)
- 5) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000285
 (2020 年 12 月 10 日参照)
- 6) https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/181/052181_hanrei.pdf (2020 年 12 月 10 日参照))
- 7) https://www1.g-reiki.net/city.nagoya/reiki honbun/i502RG00000884.html (2020 年 12 月 10 日参照)
- 8) https://www1.g-reiki.net/city.nagoya/reiki honbun/i502RG00000885.html (2020年12月10日参照)

論点提示 4:

博物館職員が文化財情報の利用を制限する前に 考えておくべきリスク

石井淳平

(厚沢部町役場保健福祉課)

はじめに

文化財や博物館資料を写真撮影したい、それらを SNS で公開したい、あるいはフォトグラメトリによって三次元データを作成したいとり作成したいと利用者が申し出た場合、博物館や行政の担当者はどのように振る舞っているでしょうか。「写真撮影は良いけど 3D データ作成はダメ」とか「写真撮影は良いけど、営利目的はダメ」などの条件をつけたり、「論文などに使用する場合は許可申請すること」などの手続きを求めることも多いと思います 1)。

条例や規則で定められているのならともかく、担当者の判断で根拠のない利用規制を行っていることはないでしょうか?たとえば、営利目的の利用を許可することで、あとあと面倒なことになるのではないかという警戒心があるのかもしれません。また、文化財のもつ「公共性」が営利にはそぐわない、と考える担当者もいるかもしれません。

本稿で考えたいことは、次の2点です。

- ・「営利目的はダメ」などと、利用に制限をつけておけば「安全」なのか。
- ・「文化財保護のため」と称する担当者の思い込みによって、国民の権利を不当に制限して いないか。

国民の権利と文化財保護

文化財をさまざまに利用することは国民の権利です。公共の福祉に反しない限り、国民は 自らの幸福を追求することができます²⁾。

幸福の定義は人それぞれですから、文化財の写真を SNS に投稿することや三次元データを 作成すること、文化財をテーマにした商品開発によってお金を儲けることなどは国民の幸福 を追求する権利として尊重されなければなりません。

幸福を追求する権利が制限を受けるのは「公共の福祉」に反する場合です。どのような場合が公共の福祉に該当するのかは法令によって定められます。たとえば、文化財保護法第125条3は、たとえ自分の土地であっても無断で現状変更することを禁じています。史跡指定地内における現状維持は公共の福祉に該当するものであり、そのため、法令は史跡指定地内において私権である「幸福を追求する権利」が制限されることを認めています。

このことを逆に言うならば、文化財担当者が国民の幸福を追求する権利を制限するためには、当該制限が「公共の福祉」として法令のメニューに記載されていることが大前提となります。果たして、文化財保護法、博物館法、その他の法令において、文化財写真の SNS 投稿

や三次元データ作成、商標登録を制限しうる法令は確認できるのでしょうか。

行政裁量と濫用

行政庁の裁量処分とは、目的や公益に諮って適するかどうかを判断する裁量のことです。 たとえば、ある公共施設使用申請を住民が役所に提出し、これが許可された場合、役所は 「裁量処分」を行ったことがあります。

また、ある公共施設の使用を「宗教団体」が申し入れたとき、(規則等には定めはないが)「宗教団体」であることを理由に施設利用を「不許可」とした場合、これも、当該行政庁が裁量処分を行ったといえます。裁量処分の適否は「裁量権の範囲」をどのように考えるかにより決まります。文化財の利活用にかかる制限 4)を仮に裁量処分の範囲内だと考えたとしても、状況によっては「裁量権の逸脱」にあたる恐れがあります。適切な裁量処分と判断されるには、相応の条件があります。

学校施設使用許可事件にみる裁量権の濫用

管理者の裁量権が争われた判例として有名なのが、「学校施設使用許可事件(最判平成 18年 2 月 7 日)」です。この事件は教育研究集会の会場として学校施設の目的外使用の申請をした広島県の教職員組合が、教育委員会から「不許可」とされたことに対して、不当に使用を拒否されたとして損害賠償を請求した事件です。結果的には「不許可処分が裁量権を逸脱したもの」とされ、教職員組合側の主張が認められることとなりました。

この判決のポイントは4つあります。

- 1. (学校の目的外使用の可否は)学校教育上支障がない場合であっても,行政財産である学校施設の目的及び用途と当該使用の目的,態様等との関係に配慮した合理的な裁量判断により許可をしないこともできる。
- 2. (学校の目的外使用の可否にかかる司法判断は)判断要素の選択や判断過程に合理性を 欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念 に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用と して違法となるとすべきもの
- 3. 研修会が教員らによる自主的研修としての側面をも有しており、公益にかなう(自主的で自律的な研修を奨励する教育公務員特例法 19条、20条)ものでもある。
- 4. 教育委員会が不許可の理由とした「右翼団体等の妨害行動」は現実性が低く、かつ仮にそうした「妨害行動」があったとしても、休日開催の当該研修において「児童生徒の教育上悪影響を与え」るものとは言えない。

以上のことから判決は教育委員会の不許可処分は裁量権を逸脱したものと断じています。

公益にかなう研修事業と、「右翼団体の妨害行動」という現実性が低い上に実態として悪影響を及ぼさない要因とを天秤にかけたことが、「重要な事実の基礎を欠」き、「社会通念に照らし著しく妥当性を欠く」と判断された点が参考になるでしょう。「考慮すべきことを考慮したか」と「考慮すべきでないことを考慮していないか」の 2 点を天秤にかけて判断が行われるということです。

文化財情報利用はどのように判断されるか

上の判例を文化財情報の取り扱いになぞらえて、次のように置き換えてみました。土器の 写真を撮影して絵葉書を販売するしたいとする申請を不許可としたケースを想定しています。

- 1. 文化財や博物館資料に関する情報の利用については、当該資料の保存に影響がない場合であっても、当該文化財の価値や形態、使用目的や方法との関係に配慮した合理的な裁量判断により許可をしないこともできる。
- 2. その場合、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきもの。
- 3. 当該文化財情報の利用は、国民文化の発展(「絵葉書作成」のような新たな価値の創造)として公益にかなうもの(博物館法第1条、文化財保護法第1条)である。
- 4. ○○博物館が不許可の理由とした○○ (例えば「商業利用に伴う商標を巡るトラブル」など) は現実性が低く、仮にそのような事態が生じたとしても博物館資料の保存に悪影響を与えるとは言えない。

つまり、さしたる理由もなく「非営利はダメ」や、トラブルが怖いから「ネット配信は禁止」という理由で文化財情報の利用を「不許可」とすることは、裁量権の「濫用」と判断される危険があるということです。博物館資料の画像や 3 次元データがネット上に流出したり、絵葉書が販売されたからといって、実際にどんな悪影響があるかを説明できるのでしょうか(考慮すべきでないことを考慮しているのではないか)。また、商品として文化財の画像が流通することは文化財保護法第 1 条「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資する」ことにつながるとは言えないのでしょうか(考慮すべきことを考慮していないのではないか)。

具体的かつ合理的な理由を説明できない場合に、不用意に文化財情報の利用を「不許可」 としてしまうことは、無駄に訴訟リスクを抱え、トラブルを避けたつもりがかえってトラブ ルに巻き込まれてしまうことにつながるのです。

規制をする前に考えるべきこと

もっとも大切なことは、「担当者がルールを作らない」ということです。行政はルール(法令)を執行することが仕事です。文化財のためと思い込み新たなルールを作ってはいないでしょうか。また、「この人(例えば大学の先生)なら大丈夫」という理由で特別に許可をするようなことを行ってはいないでしょうか。 文化財保護法や博物館法のどこを探しても、文化財情報の規制にかかる文言はありません。規制を行うためには法令にメニューとして明記されていることが必要です。条例や規則に「営利目的での使用は許可を得ること」と明記されていない限り行政職員が権利を侵害してはならないのです。

現在は、審査請 5)がとても簡単に行えるようになっています。学芸員が何気なく口にした 「営利目的はダメですよ」や「三次元データの作成は困ります」のような裁量処分が審査請 求の対象になりえるのです。その場合、当該職員は審理員から「どのような根拠で」、「どのような意図で」、「いかなる合理性をもって」当該処分を行ったのかを問いただされることになります。果たして、根拠法令にもとづいて適切に答えることができますか?

行政職員が文化財と自分を守るために

何かあったら困るから「ダメです」と回答しておくことが博物館組織や職員の身を守ることにはなりません。かえって、大きなトラブルの引き金となる危険性を秘めています。

また、国民の共有財産たる文化財や博物館資料を、担当者の思い込みでその利用を制限することは、文化財保護法の趣旨の達成のためにも好ましくありません。「商標登録されて文化財が自由に利用できなくなったらどうしよう」、「間違った情報が独り歩きしては大変だ」など、現場では様々な不安があることと思います。しかし、文化財担当者や博物館職員は、文化財や資料を物理的に「保護」することに専心し、その利用については「機会の平等」を確保するよう条件整備するべきです。そのことが、文化財の保護と有効な活用 6、そして自分をも守ることにつながると考えています。

注

- 1) 文化財写真のフォトグラメトリを趣味として行っている fuji 氏(2020)は一般の写真撮影可能とされている史跡公園内の展示物について、SNS 等での公開はかまわないが、3 次元データの公開を不許可とされた事例や、許可申請書の提出を求められたため、求め通りに書類を提出したが、1 年経過後も許可が発出されなかった事例を紹介しています。
- 2) 憲法第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」 この条文は、「プライバシー権」など新たな権利を生む包括的な権利の定義と言われることもありますが、本稿では単に文化財は本来、誰しも好きなように利用できる権利を有しているという前提を確認しています。
- 3)文化財保護法第125条第1項「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」
- 4) 例えば、博物館内での写真撮影の禁止は、他の入館者への迷惑防止や、撮影機材等による文化財や什器類への損傷を防ぐという目的では、一定の合理性があると考えられます。しかし、時期や相手によってその処分が揺れ動くのでは、裁量処分における公平性の観点から不適切と考えられます。一般の方には許可しないことを大学の先生なら許可する、ということは案外多いのではないでしょうか。
- 5) 行政不服審査法第 1 条「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる 行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることがで きるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を 確保することを目的とする。」
- 6) 令和元年 5 月 31 日施行の「官民データ活用推進基本法」では、「国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、

必要な措置を講ずるものとする」(第 11 条第 1 項)とされています。文化財情報も例外ではなく、 行政や博物館の所蔵の文化財情報には積極的に公開することが求められています。文化財は単に物 理的に活用するだけではなく、「情報」として積極的に公開・活用することが地方自治体の責務と考 えられます。

引用文献

fuji 2020「提言 6<一般愛好家の視点から>地域住民と行政が協力するデジタルアーカイブ活動」 『考古学・文化財資料の 3 D 計測の意義を考える 予稿集』考古学・文化財のためのデータサイエン ス・サロン online #02



考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン

データサイエンス・サロンて何をするの?

一般化、普及が進む 3D 計測をはじめ、考古学・文化財関係の計測記録、情報処理、ICT 技術は日々変化、発展しており、書籍等でフォローアップすることが難しくなっています。本サロンは、現場での実践の報告と情報交換を中心に行います。一定の方針、計画にもとづく分析・検討結果を提示する研究会よりカジュアルに、ちょっとした思いつき、アイデアをもとに参加者が気づきや学びを得る、そこから次の試行錯誤に進む、そのような場としてサロンを設定しました。

なぜデータサイエンス?

これまで、3D 計測のハンズオン講習や分析研究方法についての研究会を開催しました。機器や技術、研究方法の一般化と普及はますます進むでしょう。その時、次の課題は、得られた結果=情報・データを有効活用する枠組みです。それは、個別的には考古学研究、文化財保護、史跡整備、博物館展示、公開普及等々のテーマ、目的に沿って行なわれるでしょう。一方で、新しい情報・データの蓄積が進んでいく過程では、それらを包括的、体系的に取り扱う枠組み、すなわちデータサイエンスへの理解が必要になると考えます。

考古学・文化財は情報・データの宝庫

人文科学系に位置づけられる考古学や文化財は、データサイエンスとは縁遠いように思われるかもしれません。しかし、限られた特殊な資料だけでなく、どこにでもあるありふれたものも取り扱い、それらをつなぎあわせることで、過去の歴史を復原し、また市井の人びとの日常や文化を描き出す取り組みは、実はデータサイエンスと親和性が高いものでもあります。これまでに蓄積されてきた膨大な記録を活用し、その意義・価値を高めるためにデータサイエンスを取り入れることは、人文科学にこそ必要なのではないでしょうか?

本サロンの基本方針

本サロンは、固定的なメンバーシップ、会則などを設けません。会費を徴収したり、刊行物を販売することで得られる収益を蓄積し、それにもとづいて活動することも目指しません。身軽で、迅速な活動を重視し、また成果を広く公開することを目的とするためです。そのため、運営にはできる限り費用をかけません。案内のチラシ、予稿・資料集などは印刷せず、電子版のみを、自由なライセンスで公開し、配布します。このような趣旨にご賛同いただける方は、ぜひ、サロンにご参加、話題提供をしてください。また運営ボランティアも募集します。できる時に、できることをお手伝いいただくだけで充分です。

引き続き、考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロンをよろしくお願いいたします。

連絡先:asiansophia@gmail.com (野口) ウェブ (Peatix): https://3dlm.peatix.com/

考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン

開催の記録

(2020年12月31日現在)

第1回 2019年5月25日(土) 14:00~17:00 TKP神田ビジネスセンター

主催:考古形態測定学研究会

※JSPS 科研費(17K03232)により開催

イベントページ https://peatix.com/event/657445/view

予稿集 https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search/item/62731

話題提供 1「埋蔵文化財調査における写真計測(SfM/MVS)の活用~初級者が思ったこと・

感じたこと~」 轟 直行(八千代市教育委員会)

野口 淳(NPO 南アジア文化遺産センター/奈良文化財研究所客員研究員)

話題提供3「埋蔵文化財・史跡整備における3Dの活用と公開について」

仲林篤史 (東大阪市教育委員会)

質疑応答・意見交換 コメンテーター・千葉史((株) ラング)

話題提供 2「石器の 3D 計測、成果の公開・共有を目指して |

第2回 「古墳・横穴墓×3D-石室・石棺を測るー」

2019年7月13日(土) 12:00~17:00 横浜市歴史博物館

主催:考古形態測定学研究会 共催:横浜市歴史博物館

※一般財団法人中辻創智社「学術研究や社会貢献を目的とした会議開催費の

助成」(クラスター) により開催

イベントページ https://peatix.com/event/705488/view

予稿集 https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/search/item/63271

話題提供 1「和歌山県立紀伊風土記の丘の取り組み」

金沢 舞(和歌山県立紀伊風土記の丘)

話題提供 2 「スマホで横穴式石室を測りまくる」

岩村孝平(古墳見学者/NDS·TS株式会社)

質疑応答1 スマホで 3D 計測できるの?(Google Tango+RTabMap 実演あり)

話題提供 3「SfM/MVS による石棺・石槨加工技術の検討」 大村 陸(筑波大学大学院)

話題提供 4「レーザースキャナによる石室構造の検討」

青木弘(埼玉県埋蔵文化財調査事業団)

話題提供 5「全天球画像等を利用した SfM/MVS について」伊藤佑真(京都造形芸術大学)

質疑応答 2 対象に適した計測機器・手法について考えてみよう

質疑応答3 成果の公開・利用方法について考えてみよう



第3回 考古学・文化財データサイエンス研究集会

「考古学ビッグデータの可能性と世界的潮流」

2019年9月10日(火)~9月11日(水) 奈良文化財研究所

主催:独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

共催:考古形態測定学研究会

イベントページ

https://www.nabunken.go.jp/fukyu/event2019.html#research04

成果内容は以下に収録 https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/69974

「考古学デジタルデータの課題と可能性」

高田祐一(奈良文化財研究所)

"Modern tools and approaches to scientific data management, analysis, visualization, collaboration in archaeology and cultural heritage"

Ben Marwick (米ワシントン大学)

「考古学のためのデータビジュアライゼーション」

石井淳平 (厚沢部町)

"Open science, transparency, reproducibility in archaeology and cultural heritage"

Ben Marwick

Workshop: Introduction to Git for science

Ben Marwick

「遺物台帳・可視化・出版-「発掘調査報告」をめぐる課題/ Database, visualization and publication: the issues on archaeological excavation reports」

野口 淳(奈良文化財研究所)

Workshop: Reproducibility and transparency in archaeological science using R and related tools

Ben Marwick

第 4 回 「3D×博物館展示×活用」

2019年10月19日(土)10:00~17:00 東京都埋蔵文化財センター

主催:考古形態測定学研究会

※JSPS 科研費 (17K03232) および一般財団法人中辻創智社「学術研究や 社会貢献を目的とした会議開催費の助成」(クラスター) により開催

イベントページ https://adss04.peatix.com/view

予稿集 (公開準備中)

話題提供 1「横浜市歴史博物館における 3D 計測データの活用事例」

高橋 健(横浜ユーラシア文化館)・橋口 豊(横浜市歴史博物館)

話題提供 2「フォトグラメトリ―による哺乳類標本の 3D モデル化と 3D プリントによる活

用」 森健人(国立科学博物館 科学系博物館イノベーションセンター)

話題提供 3「3D 計測とモデリングによる文化財の展示・活用-VR 博物館の事例-」

仲林篤史(東大阪市教育委員会)

話題提供 4「AR・VR のためのモデリングとツール」

伊藤佑真(京都造形芸術大学非常勤講師)

実演 ※公募データによる VR 展示の制作

内山幹夫(株式会社相互技研)

VR 博物館体験

※ICOM 京都大会で話題を呼んだ仁和寺の計測モデルの VR 体験

質疑応答

第5回 「フィールド調査における計測記録機器と技術の発展」

2019年12月14日(土) 13:00~17:00 國學院大學渋谷キャンパス

主催:考古形態測定学研究会 共催:國學院大學考古学研究室・国史学会

※JSPS 科研費(17K03232) および一般財団法人中辻創智社「学術研究や 社会貢献を目的とした会議開催費の助成」(クラスター) により開催

イベントページ https://adss05.peatix.com/view

予稿集

(公開準備中)

話題提供1「考古学・埋蔵文化財調査における計測記録機器と技術の発展|

植田 真((株)パスコ)

話題提供 2「最新のフィールド計測機器について」

大八木正広 (ライカジオシステムズ(株))

意見交換 1 フィールド調査における計測記録のワークフロー

意見交換 2 データの互換・交換と共有・公開

第6回 「遺物の3次元計測とデータの利用」

2020年1月25日(土) 10:00~17:00 東京都埋蔵文化財センター

主催:考古形態測定学研究会

※JSPS 科研費(17K03232)および一般財団法人中辻創智社「学術研究や 社会貢献を目的とした会議開催費の助成」(クラスター) により開催

イベントページ https://peatix.com/event/1396083/view

予稿集 (公開準備中)

話題提供・実演1「卓上型レーザースキャナによる石器の計測し

野口 淳(考古形態測定学研究会)

話題提供 2「大量一括計測レーザースキャナの開発」

横山 真((株)ラング)

話題提供・実演 3「フォトグラメトリによる完形復元土器の計測」

野口 淳

話題提供・実演 4「Cloud Compare を利用した展開図等の作成」

野口 淳

話題提供・実演 5「PEAKIT による 3D 計測データの可視化」

横山真・千葉 史・佐藤千穂((株)ラング)

意見交換・討論



第7回 「データのアーカイブと公開・共有」

2020年3月1日(土) 10:00~16:45 東京都埋蔵文化財センター

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけ開催中止

主催:考古形態測定学研究会

※JSPS 科研費(17K03232) および一般財団法人中辻創智社「学術研究や 社会貢献を目的とした会議開催費の助成」(クラスター) により開催

イベントページ https://adss07.peatix.com/view

予稿集 (公開準備中)

話題提供 1「埋蔵文化財調査データのアーカイブと公開・共有 1:全国遺跡報告総覧の目指 すもの」 高田祐一(奈良文化財研究所)

話題提供 2「埋蔵文化財調査データのアーカイブと公開・共有 2: あいち埋文の取組み」 堀木真美子(愛知県埋蔵文化財センター)

話題提供 3「Wikimedia Commons を用いた石造物 3D データの公開と共有」

小池 隆(合同会社 緑 IT 事務所)

話題提供 4「個人が遺跡を記録・公開するために:自治体との調整を通して見えたこと」 岩村孝平(古墳見学者)

意見交換・討論 ※コメント「データの公開と流通を考える」阿児雄之(東京国立博物館)

StayHomebutStudy #1 考古学のための幾何形態測定学(オンライン開催)

主催:考古形態測定学研究会

※一般財団法人中辻創智社「学術研究や社会貢献を目的とした会議開催費の助成」(クラスター)により開催

イベントページ https://peatix.com/event/1463976/view

講師: Christian S. Hoggard (英サザンプトン大) /通訳:野口 淳リソース (GitHubリポジトリ):

https://github.com/CSHoggard/-workshopjapan2020

パート 1 Geometric Morphometrics (GMM) and Archaeology

/幾何形態測定学と考古学

第1回2020年4月25日(土)14:00~17:00

第2回2020年5月9日(土)14:00~17:00

パート 2 Archaeological Geometric Morphometrics and R

/考古学における幾何形態測定学と R

第1回2020年5月2日(土)14:00~17:00

第2回2020年5月13日(水)14:00~17:00

第3回2020年5月16日(土)14:00~17:00

StayHomebutStudy #2 考古学のための R による統計入門(オンライン開催)

イベントページ https://peatix.com/event/1488281/view

主催:考古形態測定学研究会

第 1 回 Tidyverse for Archaeologists: A Guide for Beginners

/考古学者のための Tidyverse 入門

2020年5月30日(土)10:00~13:00

講師:Ben Marwick(米ワシントン大)/通訳:野口 淳

リソース:https://github.com/benmarwick/tidyverse-for-archaeology

第 2 回 Statistical Inference and Data Exploration for Archaeologists

: A Guide to using R for Beginners

/考古学者のための統計的推論とデータ探索入門

2020年6月7日(日)10:00~13:00

講師:Ben Marwick (米ワシントン大) / 通訳:野口 淳

リソース:https://github.com/benmarwick/stat-inference-and-exploration-for-archaeologists

第 3 回 Making maps and analysing spatial data: An introduction to using R for archaeologists/考古学者のための R による地図作成と空間データ分析 2020 年 6 月 14 日(日)10:00~13:00

講師:Liying Wang(米ワシントン大)/通訳:野口 淳

リソース:https://github.com/LiYingWang/Japan GIS workshop 202006 LW

StayHomebutStudy #3 考古学のための R による統計入門:炭素年代データ編

(オンライン開催)

2020年7月19日(土)10:00~13:00

主催:考古形態測定学研究会

講師:Ben Marwick(米ワシントン大)/通訳:野口 淳

イベントページ https://peatix.com/event/1537992/view

リソース:https://github.com/benmarwick/Analysing-Archaeological-Radioca

bon-Ages-Using-R



StayHomebutStudy #4 考古学のための幾何形態測定学第3回(オンライン開催)

Landmark-based Approaches to Archaeological Science

/考古科学におけるランドマーク分析

2020年8月8日(土) 15:00~17:00

主催:考古形態測定学研究会

講師:Christian S. Hoggard(英サザンプトン大)/通訳:野口 淳

イベントページ https://peatix.com/event/1571888/view

リソース:https://github.com/benmarwick/Analysing-Archaeological-Radioca

bon-Ages-Using-R

online #01 オープンリソースによる遺跡地図作成実習 part1 (オンライン開催)

2020年9月5日(土)14:00~17:00

(第2回2020年10月10日(土)14:00~17:00)

主催:考古形態測定学研究会

講師:野口 淳(考古形態測定学研究会)

イベントページ https://peatix.com/event/1608341/view

リソース:

https://github.com/kotdijian/JASOSR/tree/master/MappingWokrshop

online #02 考古学・文化財資料 3D 計測の意義を考える(オンライン開催)

2020 年 月 月 13:00~117:30

主催:考古形態測定学研究会

イベントページ https://peatix.com/event/1608341/view

予稿集 https://sitereports.nabunken.go.jp/90233

基調報告1:文化財の価値を共有するために一埋蔵文化財保護の観点から

(轟 直行:川崎市教育委員会)

基調報告2:博物館からの新しい価値の創造

(高橋健:横浜市ユーラシア文化館、中尾智行:文化庁)

基調報告3:新しい研究・教育にむけて (平川ひろみ:鹿児島国際大学)

提言 1: 自然史資料の観点から (森 健人:路上博物館)

提言 2:美術資料の観点から (本間 友:慶応義塾大学アートセンター)

提言 3: 大学所蔵資料の公開 (大村 陸: 筑波大学大学院)

提言 4: デジタル・アーカイブの観点から (阿児雄之:東京国立博物館)

提言 5: 著作権・知的財産権の観点から (高田祐一:奈良文化財研究所)

質疑応答・意見交換・まとめ

online #03 オープンリソースによる遺跡地図作成実習 part2 (オンライン開催)

2020年10月17日(土)14:00~17:00

(第2回2020年11月28日(土)14:00~17:00)

主催:考古形態測定学研究会

講師:野口 淳(考古形態測定学研究会)

イベントページ https://peatix.com/event/1637529/view

リソース:

https://github.com/kotdijian/JASOSR/tree/master/MappingWorkshop02

online #04 オープンリソースによる遺跡地図作成実習 part3 (オンライン開催)

2020年12月5日(土)14:00~17:00

主催:考古形態測定学研究会

講師:野口 淳(考古形態測定学研究会)

イベントページ https://peatix.com/event/1690505/view

リソース:

https://github.com/kotdijian/JASOSR/tree/master/MappingWorkshop03

online #05 考古学・文化財資料とデータの公開・利用を考える(オンライン開催)

2020年12月12日(土)13:00~17:00

主催:考古形態測定学研究会

イベントページ https://peatix.com/event/1726634/view

予稿集 本予稿集

